

日時：令和5年6月16日（金）13時30分

場所：名古屋市公館 レセプションホール

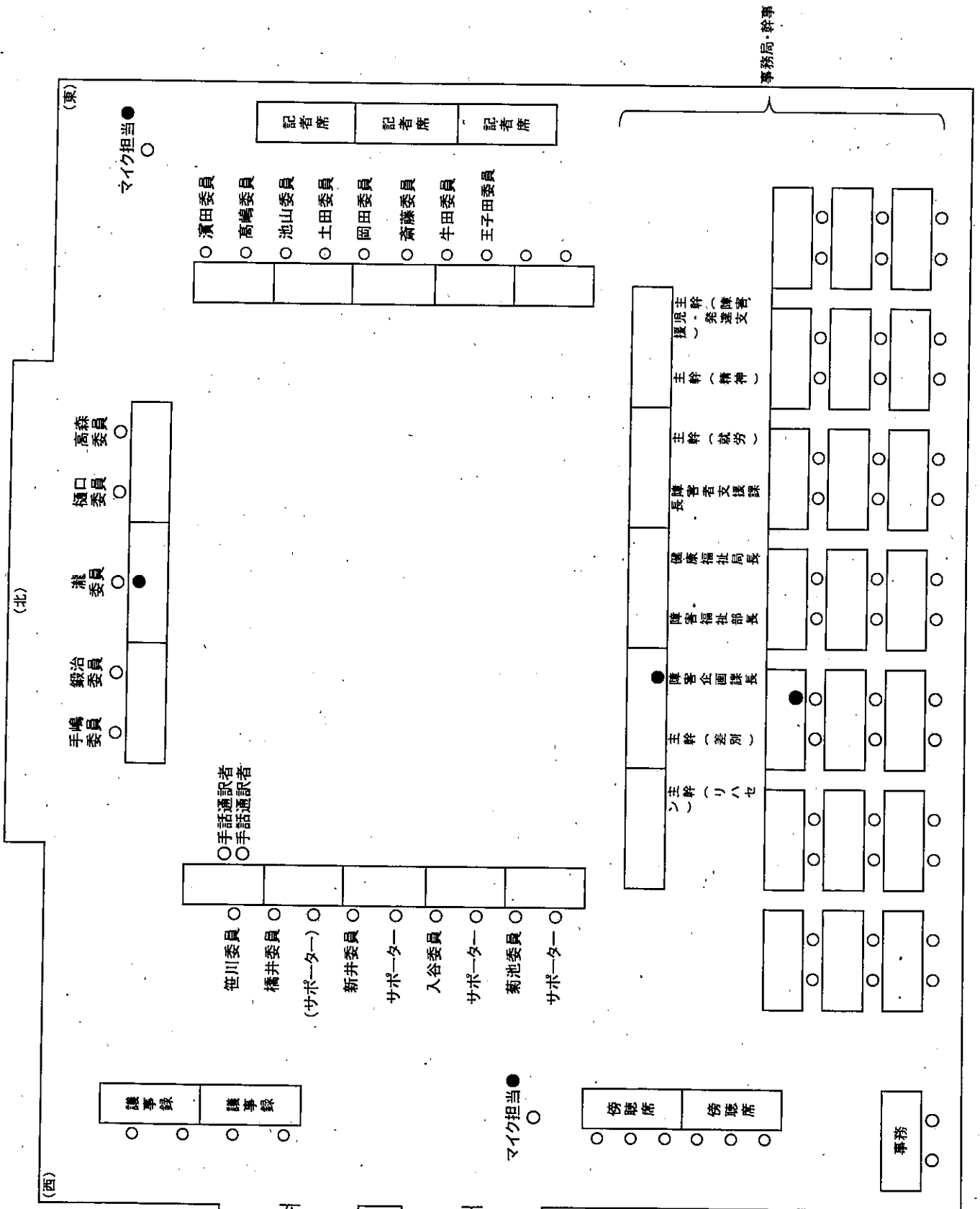
委員名簿

(1頁)

【議題】

- 1 名古屋城バリアフリーに関する市民討論会について 【資料4】
- 2 障害者差別解消推進条例の改正について 【資料2】 (37頁)
- 3 次期障害者基本計画及び障害福祉計画・障害児福祉計画の策定について 【資料1】 (3頁)
- 4 読書バリアフリー推進計画の策定について 【資料3】 (67頁)

第1回名古屋市障害者施策推進協議会 座席表



# 名古屋城バリアフリーに関する市民討論会について

## 1 市民アンケート概要

区分	内容
調査対象	18歳以上の名古屋市に居住する5,000人
抽出方法	住民基本台帳から無作為抽出
調査期間	令和5年4月19日(水)～5月8日(月)
回収数(回収率)	1,448人(29.0%)

## 2 市民討論会の概要

### (1) 市民討論会

区分	内容
開催日時	令和5年6月3日(土) 14時～
参加人数 / 申込人数	36人 / 56人

注 市民討論会へは、市民アンケートに回答いただいた方の中から、参加申込書を提出された方を対象とした

### (2) 当日の流れ

1	市長挨拶
2	有識者による講演
3	名古屋市からの説明 「名古屋城 木造天守復元とバリアフリー」
4	討論会 (1) 有識者のコメント及び質問への回答 (2) 参加者からの意見
5	市長挨拶

### (3) 不適切発言及び当局の当日の対応

名古屋城バリアフリーに関する市民討論会(以下、「討論会」とする。)における参加者からの意見において、参加されていた一部市民から他の参加者に対して、差別的表現を含む不適切な発言があったが、発言のあった時点で制止できず、その後も不適切な発言は控えるよう注意喚起をしなかった。また、発言を受けた方等への謝罪を行わなかった

(4) 事後の対応

- ・当該参加者の関係者には謝罪の意を伝えしたが、現時点では当該参加者へ直接の謝罪ができていないため、引き続きしっかりとお詫びしていく
- ・討論会の参加者へお詫び文を郵送

2 今後の対応

- ・関係部局と連携して、再発防止に向け取り組む
- ・今後の討論会の調査・検証へ協力していく

●名古屋市障害者施策推進協議会委員

(令和5年6月現在)

【学識経験者】

愛知淑徳大学教授

日本福祉大学准教授

大同大学准教授

金城学院大学准教授

弁護士

(臨時委員)

椋山女学園大学教授

瀧 誠

柏原 正尚

樋口 恵一

鍛冶 智子

高森 裕司

手嶋 雅史

【障害者福祉事業従事者等】

名古屋市身体障害者福祉連合会会長

名古屋手をつなぐ育成会副理事長

名古屋市精神障害者家族会連合会会長

愛知県重症心身障害児(者)を守る会会長

愛知県自閉症協会・つぼみの会副理事長

わっぱの会理事長

愛知県難病団体連合会事務局長

名古屋市知的障害者福祉施設連絡協議会会長

愛知県精神障がい者福祉協会会長

名古屋市特別支援教育研究協議会会長

愛知県重度障害者団体連絡協議会事務局長

名古屋市視覚障害者協会副会長

名身連聴覚言語障害者情報文化センター所長

名古屋手をつなぐ育成会青年の会役員

患者会「雑草」副会長

橋井 正喜

濱田 智恵実

池山 豊子

高嶋 みえ

岡田 ひろみ

斎藤 縣三

牛田 正美

北村 榮章

王子田 剛

(欠員)

入谷 忠宏

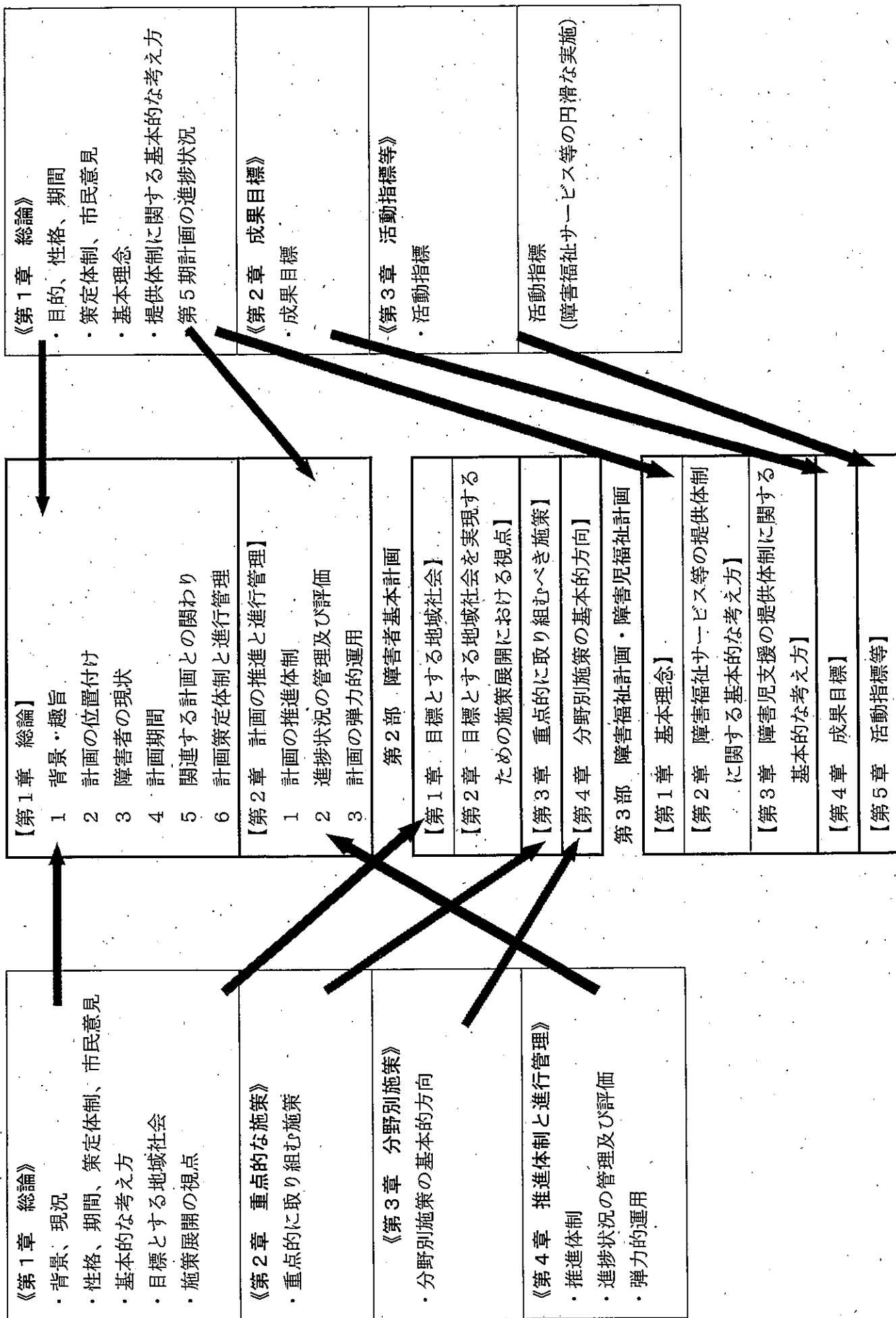
新井 美千代

笹川 純子

菊池 博明

土田 正彦

第1部 総論



# 第1部 総論

## 第1章 計画策定にあたって

### 1 背景・趣旨

我が国では、平成19年に障害者の権利及び尊厳を保護し促進するため、「障害者の権利に関する条約（以下「条約」という。）に署名し、それ以降同条約の締結に向けた国内法の整備を進めてきました。そして、平成26年1月に条約を締結したことにより、条約の効力が我が国において生じることとなりました。さらに、平成28年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）」が施行され、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的として掲げられました。

こうした中で、本市では、平成30年12月に「名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例」を制定したほか、「障害者基本法」に基づく市町村障害者計画として、平成31年3月に令和5年度までを計画期間とする「名古屋市障害者基本計画（第4次）」を策定し、「障害のある人もない人もお互いに人格と個性を尊重し合いながら共に生きる地域社会」を目標に掲げ、市民の皆様と協働して、「インクルーシブな社会※1」の実現をめざしてきました。

その後も、国においては、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（以下「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」という。）」や「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（以下「医療的ケア児支援法」という。）」、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（以下「読書バリアフリー法」という。）」などが新たに制定されました。また、地域共生社会の実現に向けて「社会福祉法」が改正されたほか、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）」、「障害者差別解消法」、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー法」という。）」、「児童福祉法」、「災害対策基本法」などの改正も行われました。さらに、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指す世界共通の目標であるSDGs※2の推進や、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催などを通じて共生社会の実現に向けた様々な取り組みが進められています。

本市においては、障害者が地域で安心して生活できるよう障害者総合支援法の趣旨※3に基づく障害福祉サービスや本市独自の様々な施策を展開するとともに、全ての障害者にとっての身近な相談窓口として、障害者基幹相談支援センターを設置し、支援が必要な方に必要なサービスが提供されるように努めてきました。

また、区役所・支所において障害福祉窓口一元化を実施し、障害の種別によらず分かりやすい福祉窓口としました。さらに、障害者差別解消法に基づき本市独自の障害

者差別に関する相談体制を整備するとともに、本市の都市施設の整備にあたっての技術的な基準を定めた「福祉都市環境整備指針」を改定し、「人にやさしいまち名古屋」の実現に向けて取り組んできました。

こうした取り組みを進める一方で、令和2年1月以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、障害者の日常生活に大きな影響を及ぼしており、感染症拡大防止のための身体的距離の確保やマスク着用等の「新しい生活様式」の実践が困難であることも含め、障害や障害者に対する理解を促進することが必要と考えられます。

また、新型コロナウイルス感染症対応においてデジタル化への迅速な対応が必要となり、社会全体のデジタルトランスフォーメーション（以下「DX」という。）※4が求められておりますが、デジタル機器・サービスに不慣れな障害者に対する支援・配慮を行うなど、新たな社会的障壁※5とならないよう留意することが求められるほか、ヤングケアラーに対する支援なども課題となっております。

このほか、愛知・名古屋が令和8（2026）年の第20回アジア競技大会・第5回アジアパラ競技大会の開催都市として決定されており、障害のある方の社会参加の促進や多様性を尊重し合う共生社会の実現に貢献することが期待されているとともに、令和9（2027）年にはリニア中央新幹線の東京～名古屋間の開業が予定されており、新たな整備が行われているところです。

こうした状況を踏まえ、これまで本市では、障害基本計画と障害福祉計画・障害児福祉計画を別々の計画として策定してきましたが、今回、計画期間の終了時期が重なったことを契機に、より実効性の高い計画とするため、3つの計画を一体的に策定します。本市の障害者施策の総合的・計画的な推進を図り、障害もある人もない人もお互いに人格と個性を尊重し合いながら共に生きる地域社会の実現を目指していきます。

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS





## 2 計画の位置付け

本市の障害者に関する施策全般についての個別計画と位置付けています。

表1：各計画の位置付け

	【障害者基本計画】	【障害福祉計画】	【障害児福祉計画】
目的	「障害者基本計画（第4次）」の基本的な考え方を継承し、インクルーシブな社会の実現に向けてより一層の取り組みを進めるための考え方を盛り込み、本市における障害者施策の総合的で計画的な推進を図るもの。	障害のある方が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業（以下「障害福祉サービス等」という。）の提供体制の確保に係る目標、必要なサービス量の見込み及びその確保方策について定めるもの。	障害のある児童が身近な地域で支援を受けることができるよう、障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援（以下「障害児通所支援等」という。）の提供体制の確保に係る目標、必要なサービス量の見込み及びその確保方策について定めるもの。
対象者	身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。		
根拠法令	障害者基本法 （第11条第3項）※6	障害者総合支援法 （第88条）※7	児童福祉法 （第33条の20）※8

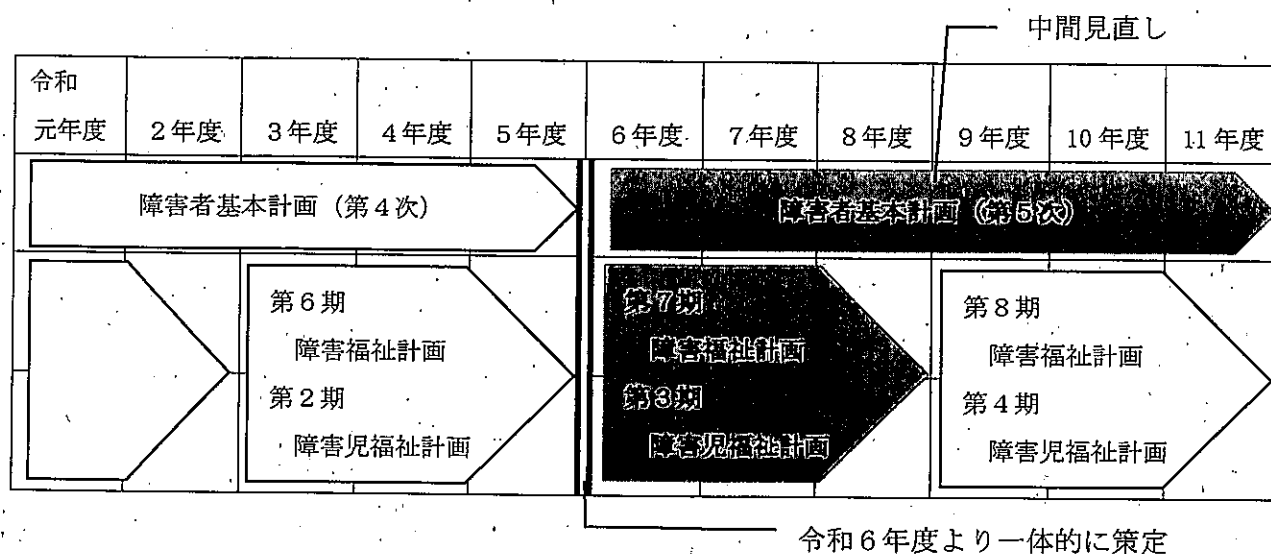
## 3 障害者の現状

統計数値を掲載

#### 4 計画期間

「障害者基本計画（第5次）」は、令和6年度から11年度の6年間の計画とし、「第7期障害福祉計画」及び「第3期障害児福祉計画」の計画期間は、令和6年度から8年度までの3年間として一体的に策定します。「障害者基本計画」は3年を経過した時点で中間見直しを行います。

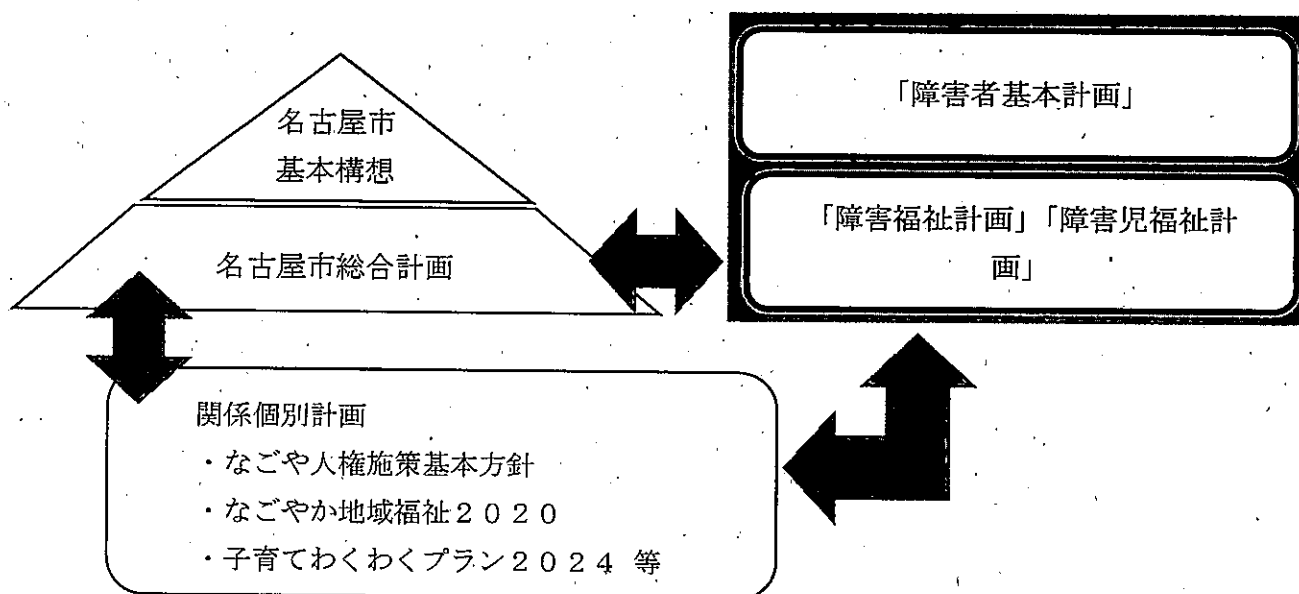
図1：計画の期間



#### 5 関連する計画との関わり

名古屋市基本構想をもと、市政の基本的方向性を示した名古屋市総合計画との整合性を保ちながら策定しています。また、本市における各施策分野の個別計画ともお互いに密接に関わり連携して計画を実行していきます。

図2：関連する計画との関わり



## 6 計画策定体制と市民意見の反映

- 本市では計画策定に際して、「名古屋市障害者施策推進協議会」の下に専門部会を設け、計画の内容の検討を行いました。

この専門部会には、身体障害（肢体不自由、視覚障害、聴覚障害）、知的障害、精神障害の障害当事者を始め、障害者団体・障害福祉施設・学識経験者・自立支援連絡会の方々等に参加していただき、障害当事者、その家族や支援者の声を反映するよう努めました。また、計画の案の段階で、パブリックコメントにより市民の意見聴取を行いました。

- 障害者等のニーズを把握し、その実態を踏まえた上で計画を作成する必要があることから、「名古屋市障害者基礎調査」、「名古屋市障害福祉サービス等の利用に関するアンケート調査」及び「福祉施設入所者の地域生活移行に関するニーズ調査」を実施しました。

## 第2章 計画の推進と進行管理

### 1 計画の推進体制

名古屋市の障害者施策を一体的に推進し、総合的な企画立案及び横断的な調整を確保するため、行政内部における各局相互間の緊密な連携・協力を図ります。

また、障害者の自立と社会参加に関する取り組みを社会全体で進めるため、市民や障害者関係団体、企業などとの幅広い協働に努めます。特に、障害者団体などが行っている活動は、障害者の自立及び社会参加に大きく寄与していることから、これらの団体などの活動との連携をより一層図ります。

### 2 進捗状況の管理及び評価

障害当事者、その家族や支援者をはじめとする関係者の意見を参考にし、障害者施策推進協議会において、この計画の進捗状況の管理及び評価を実施することとします。

### 3 計画の弾力的運用

社会情勢の変化や国の障害者施策の動向などにより、この計画の変更の必要性が生じた場合は計画内容の見直しを行うなど、弾力的な運用を行うよう努めます。

## 第2部 障害者基本計画

### 第1章 目標とする地域社会

「障害のある人もない人もお互いに人格と個性を尊重し合いながら共に生きる地域社会」

- すべての障害者が社会の一員としてあらゆる活動に参加できる地域社会
- すべての障害者が希望する生活を選択できる地域社会
- すべての障害者がそれぞれの障害特性及び程度に応じた意思疎通手段を選択でき、情報の取得や利用手段を選択できる地域社会
- 社会的障壁の除去について必要かつ合理的な配慮がなされ、障害を理由とする差別のない地域社会

平成19年に我が国が署名した障害者権利条約では、「全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進すること」を目的とし、社会モデル※9や合理的配慮の概念を採用しています。この概念は、条約の批准に当たって整備された改正障害者基本法をはじめとする国内法において反映され、障害者が必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として、地域で共生することができる社会の実現に向けた取り組みが進められてきました。

一方で、障害や障害者に対する理解の普及啓発、障害者本人やその家族のこれまで経験したことのないような高齢化への対応、地域療育センターにおける初診待機期間の長期化、障害福祉サービス事業所などの質の向上などが課題となっています。一人ひとりの人権が尊重され、地域社会の中で、差別や偏見を受けることなく自分らしく生きることができるよう、常に直面する課題を把握し、障害者やその家族を始めとした関係者の意見を踏まえ、解決に向けた施策の展開に努めます。

また、「障害のある人もない人もお互いに人格と個性を尊重し合いながら共に生きる地域社会」の実現は、「誰一人取り残さない」というSDGsの理念とも軌を一にするものであり、社会を構成する全ての人がお互いを思いやる気持ちを持ち、それぞれの役割と責任を自覚して主体的に取り組むことによって達成されるものです。障害者が日常生活又は社会生活で受ける制限は、社会が作り出していることから、社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという障害の社会モデルの考え方を踏まえ、本市が求められる公的役割を果たすとともに、引き続き市民の皆様と協働してインクルーシブな社会の実現をめざしていきます。

図3：障害者基本計画における基本的な考え方

**【目標とする地域社会】**  
 障害のある人もない人もお互いに人格と個性を尊重し合いながら共に生きる地域社会

施策展開の 3つの視点	○地域での主体的な行動を促すための環境整備 ○インクルーシブな社会の推進 ○各ライフステージにおける切れ目のない支援の提供
----------------	---

- 重点的に取り組むべき7つ施策
- 1 障害を理由とする差別の解消を進めるとともに、権利擁護の推進
  - 2 社会のあらゆる場面でのアクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
  - 3 子どもの早期発達支援体制を拡充するなど障害児支援の強化を図るほか、インクルーシブ教育システムの構築
  - 4 生涯を通じて安定した地域生活がおくれるよう、当事者主体の総合的な支援
  - 5 雇用・就業に関する支援を拡充
  - 6 障害者を支援する人材の育成や確保
  - 7 地域における防災・防犯等の対策を推進

8つの分野別施策

1 安全・安心な生活環境の整備	2 情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実
3 差別の解消、虐待防止及び権利擁護の推進	4 自立した生活の支援・意思決定支援の推進
5 保健・医療の推進	6 雇用・就業の支援
7 教育・発達支援の充実	8 防災・防犯などの推進

## 第2章 目標とする地域社会を実現するための施策展開における視点

### 1 地域での主体的な行動を促すための環境整備

障害者が地域で安心・安全に生活をおくるためには、障害者の社会参加を制約している社会的障壁の除去を進め、社会のバリアフリー化を推進するとともに社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティ※10の向上を図ることが重要です。障害者に対する差別の禁止や虐待の防止をはじめとした権利擁護を推進するとともに、全ての市民に対して障害や障害者に関する正しい理解の促進を図り、障害者が誰一人取り残されることなく自立した生活を送り、自らの選択と決定に基づき地域社会の一員として共に暮らしていくための環境整備に努めます。

### 2 インクルーシブな社会の推進

本市の各分野における施策において、年齢、性別、国籍とともに障害の有無により分け隔てない取り組みを推進します。特に事業の企画などに当たっては、多様な主体を想定したものとなるよう、障害者や家族を始めとした関係者の意見を反映するよう努めます。

### 3 各ライフステージにおける切れ目のない支援の提供

年齢、性別、障害の種類及び程度、特性、生活の実態などを踏まえ、障害者の生活に関わる保健・医療・障害福祉・介護・教育・労働などの各分野の関係機関が連携を図りながら、各ライフステージを通じて総合的かつ横断的な支援を提供します。

また、そのための体制づくりに必要となる障害者を支援する人材の確保と質の向上のための施策を進めます。

### 第3章 重点的に取り組むべき施策

1 障害を理由とする差別の解消を進めるとともに、権利擁護の推進を図ります。

○「障害者差別解消法」や同法に基づく基本方針、「名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例」などを踏まえ、障害を理由とする差別の解消を推進し、障害のある人もない人も互いに尊重し、共に生きる地域社会づくりを進めます。

○障害者の日常生活や社会生活を制限しているソフト・ハードの両面にわたる社会的障壁の除去について必要かつ合理的な配慮がなされるよう、必要な施策を推進します。

○障害者虐待について、市民に対する広報・啓発をより一層進めます。

また、虐待の防止や早期発見につながるよう障害特性の理解促進や関係機関との連携を図り、養護者に対する支援を進めるほか、障害福祉サービス事業所等に従事する職員を対象とした研修の充実及び事業者に対して適切な運営に係る指導に努めます。

2 社会のあらゆる場面でのアクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実を図ります。

○福祉都市環境整備指針に基づく建築物や交通などのバリアフリーとともに、人的支援体制の整備などソフト面のバリアフリーを推進し、合理的配慮の的確な実施のための必要な環境の整備に努めます。

○障害者が自らの意思を自ら発信し、また、必要な情報を自ら望む手段で円滑に取得できるよう、意思疎通支援のための支援、情報アクセシビリティの向上を図ります。

3 子どもの早期発達支援体制を拡充するなど障害児支援の強化を図るほか、インクルーシブ教育システムの構築を推進します。

○子どもたちの社会性や豊かな人間性を育成するため、可能な限り障害のある子どもとない子どもとの交流及び共同学習を進めるとともに、インクルーシブ教育システムの構築を推進します。

○障害児や発達に遅れなどのある子どもと家族が、身近な地域で早期に発達支援を受けられることができるよう、地域療育センターを増設します。

○地域療育センターに地域支援・調整部門を設置することにより、早期子ども発達支援と子ども・子育て支援を一体的に実施し、インクルージョンの推進を図ります。

○日常生活を営むため医療を要する状態にある障害児(以下「医療的ケア児」という。)等が安心して日常生活を送ることができるよう、医療・保健・福祉・教育・保育



等に関する業務を行う各関係機関の連携を促進するほか、支援体制の充実に努めます。

#### 4 生涯を通じて安定した地域生活がおくれるよう、当事者主体の総合的な支援を進めます。

- 自ら意思を決定することに困難を抱える障害者が、自らの意思が反映された生活を送ることができるよう支援に努めます。
- 障害の重度化・障害者の高齢化（以下「障害者の重度化・高齢化」という。）や家族など養護者の高齢化に伴う必要な支援を実施するとともに、高齢障害者に対して、障害福祉サービスなどの障害者福祉施策及び介護保険制度などの高齢者施策との連携のもと、その障害特性や実態に応じた支援の実施に努めます。
- 全ての障害者を対象とした身近な相談窓口である障害者基幹相談支援センターの体制強化及び関係機関との連携を一層図ることにより、適切な支援に繋がるように努めます。
- 自立した生活の実現に向け、医療・心理・社会・教育・職業などの総合的で一貫性のあるリハビリテーションの提供に努めます。
- 障害者に対する個別の支援を充実させ、本人の意向を尊重した上で、入所施設から地域生活への移行を促進するとともに、精神科病院からの退院の促進や、地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、保健・医療・福祉等が連携して精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを構築します。
- 障害者が住み慣れた地域で安心して自らが望む生活を営めるよう住宅の環境整備に関する相談・支援を推進するとともに、グループホームの拡充など生活の場の確保や質の確保・向上を図ります。
- 障害者が安心して気軽にスポーツを楽しむことができる環境づくりを行うため、新たな障害者スポーツセンターの整備を行うなど障害者スポーツの振興に努めるとともに、文化芸術活動なども含めて生涯学習の振興に努めます。

#### 5 雇用・就業に関する支援を拡充します。

- 本市の障害者雇用について、全市で障害者の理解を進めつつ、重度障害者を含む計画的な雇用機会の拡大に努めます。
- 「障害者優先調達推進法」を踏まえ、障害者の雇用・就労機会の拡充と賃金・工賃水準の引き上げにつながる支援を推進します。
- 市内4か所に設置されている障害者就労などの相談支援機関を中心に就労やそれに伴う日常生活上の相談に応じるとともに、関係機関と連携を図りながら就業の確保や就労定着支援を推進し、就労の安定を図ります。

## 6 障害者を支援する人材の育成や確保を図ります。

- 障害福祉サービスや保健・医療、教育、意思疎通支援など、様々な分野で障害者支援に必要な人材の育成・確保に努めます。
- 障害者を支援する人材の資質向上を図るとともに、より働き甲斐のある職場環境と人材定着のための施策を推進します。

## 7 地域における防災・防犯等の対策を推進します。

- 「災害対策基本法」を踏まえ、避難行動要支援者名簿の提供などを通じて「助け合いの仕組みづくり」の推進を図るとともに、必要な支援や支援者をあらかじめ定めておく個別避難計画の作成を進めます。
- 小学校などの指定避難所において要配慮者のための空間となる福祉避難スペースの確保を進めるとともに、一般の指定避難所や福祉避難スペースでの生活が困難な要配慮者を対象とした福祉避難所についてか所数の増加を図ります。
- 犯罪及び消費者トラブルによる被害や火災による死傷者の発生などを防止するため、防犯や防火などに関する情報の周知・啓発活動に努めます。

## 第4章 分野別施策の基本的方向

### 1 安全・安心な生活環境の整備

- (1) 現状と課題
- (2) 施策の基本的方向

### 2 情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実

- (1) 現状と課題
- (2) 施策の基本的方向

### 3 差別の解消、虐待防止及び権利擁護の推進

- (1) 現状と課題
- (2) 施策の基本的方向

### 4 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

- (1) 現状と課題
- (2) 施策の基本的方向

### 5 保健・医療の推進

- (1) 現状と課題
- (2) 施策の基本的方向

### 6 雇用・就業の支援

- (1) 現状と課題
- (2) 施策の基本的方向

### 7 教育・発達支援の充実

- (1) 現状と課題
- (2) 施策の基本的方向

### 8 防災・防犯などの推進

- (1) 現状と課題
- (2) 施策の基本的方向

## 第3部 障害福祉計画・障害児福祉計画

### 第1章 基本理念

#### 1 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

障害者基本法にある「全ての国民が障害の有無に関わらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである」との理念の下、障害のある人もない人もお互いに人格と個性を尊重し合いながら共に生きる地域社会を実現するため、障害者等の自己決定を尊重し、合理的配慮の提供等により、その意思決定を支援するとともに、障害者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を総合的に受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

#### 2 良質かつ適切なサービスの提供と障害種別を超えたサービスの充実

常にサービスを受ける方の立場に立った、良質かつ適切なサービスが提供されるよう、事業者指導や研修等を通じて、障害福祉サービスの質の向上に努めます。

また、障害者総合支援法第4条に定める障害者等（身体障害・知的障害・精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む）・一定範囲の難病）を対象とした、障害の種別によらない、多様なニーズに対応する障害福祉サービスの充実を図ります。さらに、難病患者の方々に対しても、必要な情報提供を行う等の取組を進め、障害福祉サービスの活用が促されるよう努めます。

#### 3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続への支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害者等が希望する生活を選択できるよう、福祉施設への入所又は精神科病院への入院（以下「入所等」という。）から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障害者等の生活を地域で支えるシステムを実現するため、様々な関係機関との連携強化を図り、地域生活を支援するための拠点づくり、NPO等によるボランティアなど法律や制度に基づかない形で提供されるサービスであるインフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めるとともに、地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるよう、必要な障害福祉サービス等が提供される体制を整備します。

また、障害者の重度化・高齢化やその家族の高齢化を見据え、医療的ケアが必要な方への支援を含め、地域生活を支援する体制として、地域生活支援拠点等の一層の充実を図ります。さらに、精神障害者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしを行うことができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進め

るために、住民の協力を得ながら、地域の保健医療福祉の一体的な取組と差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる社会の実現に向けた取組の推進を図ります。

#### 4 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、支え手と受け手という関係を超えて、「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創る地域共生社会の実現に向け、障害や高齢といった制度の縦割りを越えた柔軟なサービスの確保等の取組を進めるとともに、様々な福祉相談を断らず、重層的支援体制整備事業とも連携しつつ、複合的な課題等を抱えている人や世帯を支える包括的な相談支援を推進します。

#### 5 障害児の健やかな育成のための発達支援

障害児支援を行うに当たっては、「なごや子どもの権利条例」における「子どもの権利は一人一人の発達段階に応じて保障されるものである。」という考え方に基づき、障害児本人の最善の方法は何かを考えながら、乳幼児期からの健やかな育成を支援する必要があります。障害の疑いがある段階から、身近な地域で支援できるように、障害種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実と地域支援体制の構築を図ります。

また、障害児が子どもから大人へと成長するライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。さらに、障害児が障害児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

加えて、医療的ケア児がその心身の状況に応じて適切に関連分野の支援が受けられるよう保健、医療、障害福祉、保育、教育等の連携について一層の推進を図ります。

#### 6 障害福祉人材の確保・定着

障害者の重度化・高齢化が進む中において、障害福祉サービス等や様々な障害福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制と併せてそれを担う人材の確保・定着に努めていく必要があるため、研修、多職種間の連携、魅力的な職場であることの積極的な周知広報等を行うとともに、障害福祉現場におけるICT・ロボットの導入による事務負担の軽減、業務の効率化に協力して取り組んでまいります。

## 7 障害者の社会参加を支える取組

障害者の地域における社会参加を促進するため、外出支援策を推進するとともに、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」や「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」及び「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」に基づいて支援体制の整備を図るなど、障害者の多様なニーズを踏まえながら支援を進めます。

## 第2章 障害福祉サービス等の提供体制に関する基本的な考え方

### 1 必要な訪問系サービスや日中活動系サービスを保障

訪問系サービスの充実を図り、支援を必要とする障害者等に必要な訪問系サービスや日中活動系サービスを保障します。

### 2 グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実

地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援、自立訓練事業等の推進により、入所等から地域生活への移行を進めます。

障害者が希望する一人暮らし等を実現するために、これらのサービスと居住支援法人との連携を推進するとともに、グループホームにおける希望する障害者への一人暮らし等に向けた支援等の充実を図ります。なお、重度化・高齢化した障害者や日常生活を営む上での理解力及び生活力を補う必要のある障害者であっても、地域生活を希望する者が地域で暮らすことができるよう、日中サービス支援型指定共同生活援助や自立生活援助等も含め、支援ニーズを適切に把握するよう努めます。

また、地域生活への移行の支援等の機能をさらに強化するため、地域生活支援拠点等において、地域の支援ニーズの把握、社会資源の活用、関係機関との連携等を進め、効果的な支援体制を構築するなどにより、その機能の充実を図ります。

### 3 福祉施設から一般企業等への就労移行等の推進

就労移行支援事業及び就労定着支援事業等の推進により、障害者の福祉施設から一般企業等への就労移行を進めるとともに、一般就労した障害者に対する就労定着に向けた継続した支援の充実を図っていきます。また、就労支援を担う事業所の質の向上や企業開拓を進め、雇用の場の拡大を図っていきます。

### 4 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者等に対する支援体制の充実

障害福祉サービス等において適切な支援ができるよう、個々の障害特性に応じた支援ニーズの把握等により、地域における課題を整理するとともに、関係機関との連携等を図りつつ、支援体制の充実を図ります。

## 5 依存症対策の推進

依存症に関する住民への普及啓発、関係職員の研修、相談、集団指導及び依存症専門医療機関の整備を進めるとともに、相談機関や医療機関と当事者の自助グループ等の民間支援団体との連携を図り、依存症のある方及びその家族等の回復支援に取り組みます。

## 6 相談支援の提供体制の充実・強化

障害福祉サービス等支給決定者のほぼ全員に対して計画作成ができる状況となっておりますので、今後は障害者基幹相談支援センターなどによる相談、助言、指導等の支援を通じ、計画相談支援の質の向上を図ります。また、基本相談支援及び地域移行支援の一層の促進に向けて相談支援事業所の充実に努めていきます。

## 7 重度化・高齢化への対応

今後の障害者の重度化・高齢化や障害者の家族の高齢化、また、それに伴って発生する様々な課題へ対応するため、障害者基幹相談支援センターを始めとした障害福祉に係わる社会資源が介護サービス事業所、いきいき支援センター、医療機関等の関係機関と連携することで、高齢化や障害の重度化が進んだ方であっても地域での継続した生活が可能となるように、地域における支援体制の更なる強化を図っていきます。

## 8 発達障害者等に対する支援

発達障害者又は発達障害児（以下「発達障害者等」という。）が、各ライフステージにおいて、可能な限り、身近な場所において、必要な時期に、必要な支援を受けられるように努めます。

## 9 協議会の活性化

16区に設置している自立支援連絡協議会では、個別事例の検討を通じて抽出される課題を踏まえた地域の支援体制の整備に取り組み、4つのブロック連絡会並びに市自立支援連絡会においても必要な協議を実施します。

また、発達障害者支援地域協議会において発達障害者等の課題について情報共有を図るとともに市内の支援体制の整備状況等について検証し、地域の実情に応じた体制の整備を計画的に行っていきます。



## 10 地域生活支援の充実

障害のある方が、障害のない方と等しく、自らの意思に基づき自立した生活を営み、地域で共生していけるよう、必要なサービス提供基盤を充実するとともに、障害のある方の特性に応じた分かりやすい情報提供や、意思疎通のための手段の確保などの合理的な配慮が図られるよう努めていきます。

### 第3章 障害児支援の提供体制に関する基本的な考え方

こども基本法に定める「全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図れることその他の福祉に係る権利が等しく保障される」との基本理念及び子ども・子育て支援法に定める「子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」との基本理念の下、教育、保育等の関係機関とも連携を図った上で、障害児及びその家族に対して、成長発達に即した支援、乳幼児期から学校卒業まで一貫した切れ目のない支援を身近な場所で提供する体制の整備に努めるとともに、障害児通所支援等の質の向上及び安全の確保、障害児の地域社会への参加や包容（インクルージョン）の推進を図ります。

また、成人された後も必要な支援が途切れることがないように、教育機関等の関係機関と連携をとりながら子どもから大人への成長に合わせてサービスの移行が円滑に進むための継続的な支援体制を整えていきます。さらに、児童発達支援センターは、地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を果たす機関として位置づけ、障害児通所支援事業所その他関係機関と緊密な連携等を図り、重層的な支援体制を整えていきます。加えて、重症心身障害児及び医療的ケア児等の特別な支援が必要な障害児とその家族に対する支援体制の整備を図ります。

## 第4章 成果目標

## 第5章 活動指標等

### 巻末資料

- 1 名古屋市施策推進協議会等の設置・開催状況
- 2 各調査の概要
  - (1) 各種調査一覧
  - (2) 名古屋市障害者基礎調査
  - (3) 名古屋市障害福祉サービス等の利用に関するアンケート調査
  - (4) 福祉施設入所者の地域生活移行に関するニーズ調査
- 3 用語解説

	用語	解説
※1	インクルーシブな社会	誰もが、障害の有無に関わらず、ひとしく基本的人権を共有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会。
※2	SDGs	Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標) の略称。国際社会全体がめざすべき17の開発目標を示したものであり、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むものとして、2015年9月の国連サミットにて全会一致で採択。
※3	障害者総合支援法の趣旨	障害者総合支援法の目的(第1条抜粋) この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。
※4	デジタルトランスフォーメーション(DX)	将来の成長、競争力強化のために、新たなデジタル技術を活用して新たなビジネスモデルを創出・柔軟に改変すること。企業が外部エコシステム(顧客、市場)の劇的な変化に対応しつつ、内部エコシステム(組織、文化、従業員)の変革を牽引しながら、第3のプラットフォーム(クラウド、モビリティ、ビッグデータ/アナリティクス、ソーシャル技術)を利用し

		<p>て、新しい製品やサービス、新しいビジネスモデルを通して、ネットとリアルの両面での顧客エクスペリエンスの変革を図ることで価値を創出し、競争上の優位性を確立すること。</p> <p>出典：「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（令和2年7月17日閣議決定）</p>
※5	社会的障壁	<p>障害者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの。</p>
※6	障害者基本法 (第11条第3項)	<p>(障害者基本計画等)</p> <p>第11条 政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定しなければならない。</p> <p>《第2項 省略》</p> <p>3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。</p>
※7	障害者総合支援法 (第88条)	<p>(市町村障害福祉計画)</p> <p>第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。</p> <p>2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項</li> <li>二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み</li> <li>三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項</li> </ul> <p>3 市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 前項第2号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策</li> <li>二 前項第2号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第3号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項</li> </ul> <p>《第4項及び第5項 略》</p> <p>6 市町村障害福祉計画は、児童福祉法第33条の20第1項に規定する市町村障害児福祉計画と一体のものとして作成することができる。</p>

※8	児童福祉法 (第33条の20)	<p>(市町村障害児福祉計画)</p> <p>第33条の20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。</p> <p>2 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項</li> <li>二 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量</li> </ul> <p>3 市町村障害児福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 前項第2号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策</li> <li>二 前項第2号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項</li> </ul> <p>《第4項及び第5項 略》</p> <p>6 市町村障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条の第1項に規定する市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。</p>
※9	社会モデル	<p>障害者が日常生活又は社会生活で受ける制限は、心身の機能の障害のみならず、社会における様々な障壁（社会的障壁）と相対することによって生ずるものという考え方。</p>
※10	アクセシビリティ	<p>施設・設備、サービス、情報、制度などの利用しやすさのこと。</p>

— 障害者を取り巻く状況（近年の動向） —

1. 新たに制定・公布された主な法律

(1) 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律

公布日・施行日	平成30年6月13日
法の目的	文化芸術基本法・障害者基本法の基本的な理念をふまえ、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、障害者の個性と能力の発揮及び社会参加を促進する。
基本理念	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害の有無にかかわらず、文化芸術を鑑賞・参加・創造することができるよう、障害者による文化芸術活動を幅広く促進</li> <li>・専門的な教育に基づかずに人々が本来有する創造性が発揮された作品が高い評価を受け、その中心が障害者の作品であること等を踏まえ、障害者による芸術上価値が高い作品等への創造への支援を強化</li> <li>・障害者による文化芸術活動に係る地域での作品等の発表、交流等を促進し、心豊かで住みよい地域社会の実現に寄与</li> </ul>

(2) 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）

公布日・施行日	令和元年6月28日
法の目的	視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障害により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進することで、障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与する。
基本理念	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アクセシブルな電子書籍等の普及が図られるとともに、視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続き、アクセシブルな書籍（点字図書・拡大図書等）が提供されること</li> <li>・アクセシブルな書籍・電子書籍等の量的拡充・質の向上が図られること</li> <li>・視覚障害者等の障害の種類・程度に応じた配慮がなされること</li> </ul>

(3) 聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律（電話リレーサービス法）

公布日	令和2年6月12日
施行日	令和2年12月1日
法の目的	聴覚障害者等による電話の利用の円滑化を図るため、国等の責務及び総務大臣による基本方針の策定について定めるとともに、聴覚障害者等の電話による意思疎通を手話等により仲介する電話リレーサービスの提供の業務を行う者を指定し、当該指定を受けた者に対して交付金を交付するための制度を創設する等の措置を講ずる。

(4) 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法）

公布日	令和3年6月18日
施行日	令和3年9月18日
定義	日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠である児童
法の目的	医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資することで、安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与する。
基本理念	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援</li> <li>・個々の医療的ケア児の状況に応じ、切れ目なく行われる支援</li> <li>・医療的ケア児でなくなった後にも配慮した支援</li> <li>・医療的ケア児と保護者の意思を最大限に尊重した施策</li> <li>・居住地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられる施策</li> </ul>

(5) 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）

公布日・施行日	令和4年5月25日
法の目的	全ての障害者が、あらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用・円滑な意思疎通が極めて重要であることに鑑み、障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資する。
基本理念	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害の種類・程度に応じた手段を選択できるようにする</li> <li>・日常生活・社会生活を営んでいる地域にかかわらず等しく情報取得等ができるようにする</li> <li>・障害者でない者と同一内容の情報を同一時点において取得できるようにする</li> <li>・高度情報通信ネットワークの利用・情報通信技術の活用を通じて行う</li> </ul>

## 2. 改正された主な法律

### (1) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）

公布日	令和2年5月20日
施行日	令和2年6月19日、令和3年4月1日
主な改正点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共交通事業者など施設設置管理者におけるソフト対策の取組強化</li> <li>・国民に向けた広報啓発の取組推進</li> <li>・バリアフリー適合基準義務の対象拡大</li> </ul>

### (2) 社会福祉法

公布日	令和2年6月12日
施行日	令和3年4月1日
主な改正点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村の包括的な支援体制の構築の支援</li> </ul> <p>（地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村において既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行う新たな事業の創設等）</p>

### (3) 災害対策基本法

公布日	令和3年5月10日
施行日	令和3年5月20日
主な改正点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難勧告・避難指示の一本化</li> <li>・個別避難計画作成の努力義務化</li> <li>・指定福祉避難所制度の創設</li> </ul>

### (4) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）

公布日	令和3年6月4日
施行日	令和6年4月1日
主な改正点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加</li> <li>・事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的配慮の提供の義務化</li> <li>・障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化</li> </ul>



### (5) 児童福祉法

公布日	令和4年6月15日
施行日	令和6年4月1日
主な改正点	<ul style="list-style-type: none"><li>・児童発達支援センターの役割・機能の強化</li><li>・障害児入所施設からの円滑な移行調整の枠組みの構築</li><li>・放課後等デイサービスの対象児童の見直し</li></ul>

### (6) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)

公布日	令和4年12月16日
施行日	令和6年4月1日
主な改正点	<ul style="list-style-type: none"><li>・障害者等の地域生活の支援体制の充実</li><li>・障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進</li><li>・障害福祉サービス等についてのデータベース(DB)に関する規定の整備</li></ul>

### (7) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(精神保健福祉法)

公布日	令和4年12月16日
施行日	令和5年4月1日、令和6年4月1日
主な改正点	<p>精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・医療保護入院の見直し</li><li>・市町村同意による医療保護入院者を対象とした「入院者訪問支援事業」の創設</li><li>・精神科病院における虐待防止に向けた取組の一層の推進</li></ul>

### 3. 社会情勢はじめ主なトピックス

#### (1) 持続可能な開発目標（SDGs）の採択

概要		Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称。国際社会全体がめざすべき17の開発目標を示したものであり、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むものとして、2015年9月の国連サミットにて全会一致で採択。
関連が深い目標	③保健	すべての人に健康と福祉を
	④教育	質の高い教育をみんなに
	⑧成長・雇用	働きがいも経済成長も
	⑩不平等	人や国の不平等をなくそう
	⑯平和	平和と公正をすべての人に
本市の取組状況		令和元年7月 「SDGs未来都市」に選定 令和4年3月 「名古屋市SDGs未来都市計画（2022～2024）」策定

#### (2) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大

障害者が抱える主な課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 街中で声をかけてもらえないし、援助をお願いしづらい</li> <li>・ ソーシャルディスタンスを取ることが難しい</li> <li>・ 商品に触ることが困難なほか、レジ前等の床にある位置の印がわからない</li> <li>・ マスクやアクリル板の設置により、相手の口元や表情が見えず意思疎通が困難</li> <li>・ マスクの装着をはじめ新しい生活様式について理解することが難しい</li> <li>・ 重症化のリスクが高い</li> <li>・ 外出の機会減少により、他者とのコミュニケーションがなくなり、精神的に不安定</li> <li>・ リモート会議やキャッシュレス決済の普及などにより、ICTの理解が不可欠</li> </ul>
-------------	--

### (3) アジアパラ競技大会の開催

概要	大会期間	2026年10月の7日間 [想定]
	参加人数	選手団（選手・チーム役員） 4,000人程度 [想定]
	参加国・地域	APC加盟の国と地域（45の国と地域）
	実施競技	18競技 [想定]
	競技会場	アジア競技大会の会場を中心に活用 [想定] メイン会場：名古屋市瑞穂公園陸上競技場
	選手村	アジア競技大会のメイン選手村（名古屋競馬場跡地）を活用
開催意義	<p>アジア競技大会と共通する開催意義に加え、愛知・名古屋が、日本、さらにはアジアの障害者スポーツをリードすることにより、障害への理解促進や、障害のある方の社会参加の促進に大きな役割を果たし、ひいては、多様性を尊重し合う共生社会の実現に貢献する。</p> <p><b>【アジア競技大会の開催意義】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アジアのスポーツの発展や友好と平和の促進に貢献</li> <li>・東京2020大会の開催によるスポーツへの関心の高まりを引き継ぐ、日本のスポーツ界の次なる大きな目標</li> <li>・交流人口の拡大や国際競争力の強化など、愛知・名古屋はもとより、中部圏、さらには、日本全体の成長に貢献</li> <li>・日本のセンターとしての愛知・名古屋のブランドを確立</li> <li>・成長著しいアジア地域と愛知・名古屋及び中部圏、さらには日本とのより強固な連携の構築に寄与</li> </ul>	

### (4) DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進（名古屋市役所DX推進方針）

目指す姿	デジタルの活用を前提にあらゆる市民サービスや市役所の業務を「変革」し、市民一人ひとりにより適した市民サービスを提供する。
方針期間	令和4～8年度
具体例	<p>①行政サービスはオンラインで完結（いつでもどこでもパソコンやスマホから手続）</p> <p>②窓口での手続きも簡単・スムーズ（操作が難しい方は個別にサポート）</p> <p>③必要な情報をプッシュ型で発信（一人ひとりのニーズに合わせた情報を発信）</p> <p>④先端技術で新たなサービスを展開（AIなどを活用してサービスの利便性を向上）</p>

(5) 重層的支援体制整備事業の推進

概要	既存の相談支援や地域づくり支援の取り組みを活かし、介護・障害・子ども・生活困窮といった分野別の支援体制では対応しきれないような「地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズ」に対応する包括的な支援体制を構築するため、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施するものとして国が創設した事業。
社会福祉法で定める事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・包括的相談支援事業</li> <li>・多機関協働事業</li> <li>・アウトリーチ等を通じた継続的支援事業</li> <li>・参加支援事業</li> <li>・地域づくり事業</li> </ul>
本市の取り組み状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・包括的相談支援チームを順次区ごとに委託により設置</li> </ul> <p>令和4年4月 モデル事業実施（4区：北・西・中村・南区）</p> <p>令和5年4月 モデル事業実施区拡大（4区：熱田・中川・港・守山区）</p> <p>令和6年4月 本格実施（全区・予定）</p>

(6) ヤングケアラーの支援

現状課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭内のデリケートな問題であることなどから表面化しにくい構造。福祉、介護、医療、学校等、関係機関におけるヤングケアラーに関する研修等は十分でなく、地方自治体での現状把握も不十分。</li> <li>・ヤングケアラーに対する支援策、支援につなぐための窓口が明確でなく、また、福祉機関の専門職等から「介護力」と見なされ、サービスの利用調整が行われるケースあり。</li> <li>・ヤングケアラーの社会的認知度が低く、支援が必要な子どもがいても、子ども自身や周囲の大人が気付くことができない。</li> </ul>
今後取り組むべき施策	<ol style="list-style-type: none"> <li>①早期発見・把握</li> <li>②支援策の推進</li> <li>③社会的認知度の向上</li> </ol>

※国の「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携PT報告」を参照

## 次期障害者基本計画及び障害福祉計画・障害児福祉計画の総称について

### 1 趣旨

3つの計画を一体的に策定するに併せて、より多くの方に一層関心を持っていただけるように計画の総称を付けることを検討します。

### 2 名古屋市・他の地方自治体の関連する計画等の名称について（参考）

#### <名古屋市の関連する計画の名称>

- 第8期名古屋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画「はつらつ長寿プランなごや2023」
- なごやか地域福祉2020（第3期名古屋市地域福祉計画・第6次名古屋市社会福祉協議会地域福祉推進計画）
- いのちの支援なごやプラン（名古屋市自殺対策総合計画）
- 子育てわくわくプラン2024

#### <他の地方自治体の障害者基本計画、障害福祉計画・障害児福祉計画の名称>

- さいたま市障害者総合支援計画2021～2023（さいたま市）※類似名称（浜松市・北九州市）
- かわさきノーマライゼーションプラン（川崎市）
- 第4期横浜市障害者プラン（横浜市）※類似名称（札幌市・神戸市）
- 共にささえあい生きる社会さがみはら障害者プラン（相模原市）
- 静岡市障がい者共生のまちづくり計画（令和3～5年度）（静岡市）
- はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン（京都市）

### 3 今後のスケジュール（案）

9月下旬～10月中旬頃	障害者施策推進協議会委員及び専門部会委員等への意見照会
11月頃	第2回障害者施策推進協議会 ・計画素案に対する意見聴取 ・総称事務局案の報告
3月下旬頃	第3回障害者施策推進協議会 ・計画最終案の報告

## 「名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための 障害者差別解消推進条例」の一部改正（案）について

### 1 条例改正に関する概要

#### (1) 障害者差別解消法の改正を踏まえた条例改正

令和3年6月「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）が改正されたことに伴い、「名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例」（以下「条例」という。）を改正するもの。

なお、障害者差別解消法改正法は、令和6年4月1日から施行することとされており、改正後の条例も同時に施行できるよう、令和5年度中に条例改正を行う。

#### (2) 条例改正に向けたスケジュール（案）

時期	本市の動き (条例改正に向けて)	国の動き (改正法施行に向けて)
令和4年度 12月～1月		「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」の案の提示（パブリックコメントの実施）
3月	<b>第3回障害者差別解消支援会議</b> (条例改正案の提示)	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」の改正を閣議決定（令和5年3月14日）
令和5年度 5月	障害者団体連絡会 <b>第1回障害者差別解消支援会議</b> (条例改正修正案の提示)	事業者における体制整備
6月	障害者施策推進協議会	
夏頃	パブリックコメント	
秋頃	改正条例の議会への上程  条例施行に向けた周知（条例ガイドブック等の印刷物の更新）	
令和6年度	改正条例の施行 (令和6年4月1日)	改正法・改正基本方針の施行 (令和6年4月1日)

## 2 条例の改正内容（案）

### （1）情報取得等に関する考え方の基本理念への追加

#### ア 概要

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法（※）に規定されている同一内容の情報を同一時点で取得できること、情報通信技術を活用した意思疎通手段の確保という考え方を、条例の基本理念にも追加する。

#### 【参考】障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法

##### （基本理念）

第3条 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

一～二 （略）

三 障害者が取得する情報について、可能な限り、障害者でない者が取得する情報と同一の内容の情報を障害者でない者と同じの時点において取得することができるようにすること。

四 デジタル社会（デジタル社会形成基本法第2条に規定するデジタル社会をいう。）において、全ての障害者が、高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術の活用を通じ、その必要とする情報を十分に取得し及び利用し並びに円滑に意思疎通を図ることができるようにすること。

（※）正式名称：「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」（令和4年5月25日施行）

#### イ 条例の改正案（※） 改正箇所、今回修正箇所

現在の条例	条例の改正案
<p>（基本理念）</p> <p>第3条 障害を理由とする差別の解消の推進は、障害の有無にかかわらず、誰もが等しく基本的人権を生まれながらにして有する個人として尊重され、地域で自立した生活を営む権利が保障されることを前提として、次に掲げる基本理念に基づき行う。</p> <p>（1） 全ての障害者が、社会を構成する一員として、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。</p> <p>（2） 全ての障害者が、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確</p>	<p>（基本理念）</p> <p>第3条 障害を理由とする差別の解消の推進は、障害の有無にかかわらず、誰もが等しく基本的人権を生まれながらにして有する個人として尊重され、地域で自立した生活を営む権利が保障されることを前提として、次に掲げる基本理念に基づき行う。</p> <p>（1） 全ての障害者が、社会を構成する一員として、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。</p> <p>（2） 全ての障害者が、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確</p>

保され、地域社会において他の人々と共に暮らすことを妨げられないこと。

- (3) 全ての障害者が、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段及び情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、意思を決定することが困難な障害者に対する支援が確保されること。

（意思疎通手段の利用の促進）

第23条 市は、手話、点字、音声、文字表示、わかりやすい表現、絵図の提示、情報支援機器（情報の取得及び意思疎通を容易にするための機器をいう。）その他の意思疎通手段（意思疎通手段を利用するときの補助を含む。）であって障害の特性に応じたものの利用の促進を図るものとする。

保され、地域社会において他の人々と共に暮らすことを妨げられないこと。

- (3) 全ての障害者が、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段（情報通信技術を活用した意思疎通のための手段を含む。）及び情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会が確保され、可能な限り、障害者でない者が取得する情報と同一の内容の情報を障害者でない者と同一の時点において取得できるとともに、意思を決定することが困難な障害者に対する支援が確保されること。

（意思疎通手段の利用の促進）

第23条 市は、手話、筆談、点字、音声、文字表示、代読、代筆、わかりやすい表現、絵図の提示、情報支援機器（情報の取得及び意思疎通を容易にするための機器をいう。）その他の意思疎通手段（意思疎通手段を利用するときの補助を含む。）であって障害の特性に応じたものの利用の促進を図るものとする。

※ 「意志疎通手段」として、「筆談」・「代読」・「代筆」を追加する。



(2) 国や他の地方公共団体との連携協力

ア 概要

改正後の障害者差別解消法に第3条第2項として新たに追加された国及び地方公共団体相互の連携協力を条例にも追加する。

【参考】障害者差別解消法（改正後）

<p>(国及び地方公共団体の責務)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力しなければならない。</p>
---

イ 条例の改正案（※ 改正箇所）

現在の条例	条例の改正案
<p>(市の責務)</p> <p>第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、障害及び障害者に関する理解の促進を図るとともに、障害を理由とする差別の解消に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>2 市は、障害を理由とする差別の解消に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。</p>	<p>(市の責務)</p> <p>第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、障害及び障害者に関する理解の促進を図るとともに、障害を理由とする差別の解消に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。</p> <p>2 市は、<u>障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を効率的かつ効果的に実施できるよう、国及び他の地方公共団体と相互に連携を図るものとする。</u></p> <p>3 市は、障害を理由とする差別の解消に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。</p>

(3) 事業者の合理的配慮の提供の義務化

ア 概要

現在は「努力義務」である事業者の合理的配慮の提供を、改正後の障害者差別解消法と同様に「義務」に引き上げ、市も事業者も合理的配慮の提供は「義務」とする。

イ 条例の改正案 (※ 改正箇所)

現在の条例	条例の改正案
<p>(市が行う合理的配慮の提供)</p> <p>第9条 市は、その事務又は事業を行うに当たり、過重な負担にならない範囲で、合理的配慮をしなければならない。</p> <p>2 市は、障害者を雇用する場合において、過重な負担にならない範囲で、合理的配慮をしなければならない。</p>	<p>(市及び事業者が行う合理的配慮の提供)</p> <p>第9条 市及び事業者は、その事務又は事業を行うに当たり、過重な負担にならない範囲で、合理的配慮をしなければならない。</p> <p>2 市及び事業者は、障害者を雇用する場合において、過重な負担にならない範囲で、合理的配慮をしなければならない。</p>
<p>(事業者が行う合理的配慮の提供)</p> <p>第10条 事業者は、その事業を行うに当たり、過重な負担にならない範囲で、合理的配慮をするよう努めなければならない。</p> <p>2 事業者は、障害者を雇用する場合において、過重な負担にならない範囲で、合理的配慮をしなければならない。</p>	<p>(削除)</p>

(4) 相談体制の見直し

ア 概要 (※ 今回修正箇所)

- ・行政機関との事案も障害者差別相談センターの相談対象に含まれることから、必要な文言整理を行う。
- ・改正後の障害者差別解消法の第 14 条で追加された、障害者差別に関する相談に対応する人材の育成・確保を条例にも追加する。

【参考】障害者差別解消法 (改正後)

(相談及び紛争の防止等のための体制の整備)

第 14 条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう人材の育成及び確保のための措置その他の必要な体制の整備を図るものとする。

イ 条例の改正案 (※ 改正箇所)

現在の条例	条例の改正案
<p>(相談)</p> <p>第 13 条 市は、障害を理由とする差別に関する相談 (以下「差別相談」という。)に的確に対応するため、法第 14 条の規定に基づき、名古屋市障害者差別相談センター (以下「差別相談センター」という。) 及び地域の相談窓口を設置する。</p> <p>2 障害者及びその家族その他の関係者 (以下「障害者等」という。) 又は事業者は、差別相談センター又は地域の相談窓口に対し、差別相談を行うことができる。</p> <p>3 差別相談センター及び地域の相談窓口は、差別相談を受けた場合には、必要に応じて、事実の確認を行い、次に掲げる対応を行う。ただし、地域の相談窓口が差別相談を受け、第 2 号の対応を行う必要があると判断する場合は、差別相談センターに引き継ぎ、その対応を行う。</p> <p>(1) 説明又は助言</p> <p>(2) 差別相談に係る当事者間の調整 (差別相談について必要な調査を</p>	<p>(相談)</p> <p>第 13 条 市は、障害を理由とする差別に関する相談 (以下「差別相談」という。)に的確に対応するため、法第 14 条の規定に基づき、名古屋市障害者差別相談センター (以下「差別相談センター」という。) 及び地域の相談窓口を設置する。</p> <p>2 障害者及びその家族その他の関係者 (以下「障害者等」という。) 又は事業者は、差別相談センター又は地域の相談窓口に対し、差別相談を行うことができる。</p> <p>3 差別相談センター及び地域の相談窓口は、差別相談を受けた場合には、必要に応じて、事実の確認を行い、次に掲げる対応を行う。ただし、地域の相談窓口が差別相談を受け、第 2 号の対応を行う必要があると判断する場合は、差別相談センターに引き継ぎ、その対応を行う。</p> <p>(1) 説明又は助言</p> <p>(2) 差別相談に係る当事者間の調整 (差別相談について必要な調査を</p>

<p>含む。以下「調整」という。)</p> <p>(3) 関係行政機関に対する通報その他通知</p> <p>4 差別相談の相手方となる事業者は、障害者等が差別相談を行ったことを理由として、事業の利用を禁止し、又は制限し、その他不利益な扱いをしてはならない。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>5 市は、差別相談センター事業の全部又は一部を障害者の相談支援を行う者に委託することができる。</p> <p>(助言又はあっせんの申立て)</p> <p>第15条 障害者等は、差別相談センターが調整を行ってもなお差別相談に係る事案が解決しないときは、市長に対し、必要な助言又はあっせんを行うよう申立てをすることができる。ただし、当該申立てをすることが当該障害者の意思に反することが明らかであると認められる場合は、この限りでない。</p>	<p>含む。以下「調整」という。)</p> <p>(3) 関係行政機関に対する通報その他通知</p> <p>4 差別相談の相手方は、障害者等が差別相談を行ったことを理由として、事業の利用を禁止し、又は制限し、その他不利益な扱いをしてはならない。</p> <p>5 <u>市は、差別相談に対して適切に対応できるよう、差別相談に対応する人材を育成する。</u></p> <p>6 市は、差別相談センター事業の全部又は一部を障害者の相談支援を行う者に委託することができる。</p> <p>(助言又はあっせんの申立て)</p> <p>第15条 障害者等は、差別相談センターが調整を行ってもなお差別相談に係る事案 <u>(障害者と事業者との間で生じた事案に限る)</u> が解決しないときは、市長に対し、必要な助言又はあっせんを行うよう申立てをすることができる。ただし、当該申立てをすることが当該障害者の意思に反することが明らかであると認められる場合は、この限りでない。</p>
---	--

【備考】

・ 条例第13条第4項

相談者に対して不利益な扱いをしてはならない対象者が「差別相談の相手方となる事業者」として、相談の対象が事業者の案件に限られることを前提とした記述であるため、この記述は削除する。

・ 条例第15条

障害者差別相談センターの調整によっても解決しない事案については、市長に申し立てができるとしているが、これは従来どおり事業者との事案に限るために、その旨の記述を追加して、障害者差別相談センターで取り扱う事案の範囲と整理する。

(5) 相談事例の分析・調査

ア 概要

改正後の障害者差別解消法に第 16 条第 2 項として新たに追加された障害者差別解消のための取り組みに関する情報（事例等）の収集、整理及び提供を踏まえて、相談事例の分析・調査研究等を条例にも追加する。

【参考】障害者差別解消法（改正後）

(情報の収集、整理及び提供)	
第 16 条 (略)	
2 地方公共団体は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、地域における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うよう努めるものとする	

イ 条例の改正案（※ 改正箇所、今回修正箇所）

現在の条例	条例の改正案
(新設)	(調査研究等) 第 25 条の 2 市及び差別相談センターは、差別相談の事例の分析を行うとともに、障害を理由とする差別の解消に向けて必要な事項についての調査研究及び情報収集を行い、名古屋市障害者差別解消支援会議を通じた情報の共有を行うものとする。

※ 調査研究等を行うとともに、それを障害者差別解消支援会議でも共有する旨を追加する。（障害者差別解消の推進に関する取り組みの共有を図るために障害者差別解消支援会議を設けるものと規定している第 25 条の次に追加する。）

(6) 定義の整理

ア 概要

障害者差別解消法及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針の表記を踏まえて、条例第2条に規定する定義の修正・追加を行う。

イ 条例の改正案（※ 今回修正箇所）

現在の条例	条例の改正案
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、難病（治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病をいう。）等を原因とする障害その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的又は断続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む。）、難病（治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病をいう。）等を原因とする障害その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的又は断続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>(6) <u>事業者 目的の営利・非営利、個人・法人の別を問わず、同種の行為を反復継続する意思をもって、市の区域内で商業その他の事業を行う者（国、地方公共団体、独立行政法人等及び公営企業型以外の地方独立行政法人を除く。）をいう。</u></p>

【追加資料】障害者差別解消支援会議 (R5. 5. 22) でいただいたご意見への検討案

(1) 障害者 (身体障害) の定義

ア ご意見

「身体障害」は「肢体不自由、視覚障害、聴覚障害」ではあるが、この3障害は「知的障害」「精神障害」「難病」同様、障害特性がまったく異なる独立した障害として成り立っていることから、身体障害の内訳として「肢体不自由、視覚障害、聴覚障害」を併記していただきたい。

【参考】身体障害者福祉法

(身体障害者)

第4条 この法律において、「身体障害者」とは、別表に掲げる身体上の障害がある十八歳以上の者であつて、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けたものをいう。

別表

- 一 次に掲げる視覚障害で、永続するもの
- 二 次に掲げる聴覚又は平衡機能の障害で、永続するもの
- 三 次に掲げる音声機能、言語機能又はそしやく機能の障害
- 四 次に掲げる肢体不自由
- 五 心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障害その他政令で定める障害で、永続し、かつ、日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるもの

イ 条例の改正案 (※ 改正箇所、今回修正箇所)

現在の条例	条例の改正案
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 障害者 身体障害、知的障害、精神障害 (発達障害を含む。)、難病 (治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病をいう。) 等を原因とする障害その他の心身の機能の障害 (以下「障害」と総称する。) がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的又は断続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 障害者 身体障害 (肢体不自由、視覚障害、聴覚障害、内部障害等)、知的障害、精神障害 (発達障害及び高次脳機能障害を含む。)、難病 (治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病をいう。) 等を原因とする障害その他の心身の機能の障害 (以下「障害」と総称する。) がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的又は断続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。</p>

(2) 合理的配慮の提供にあたって

ア ご意見

障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針の、過重な負担の基本的な考え方にある、「代替措置の選択も含めた対応を柔軟に」は大切な視点であるため、条例にも反映させていただきたい。

【参考】障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針 (R6. 4. 1 改正施行)

第2 行政機関等及び事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する共通的な事項

3 合意的配慮

(2) 過重な負担の基本的な考え方

過重な負担については、行政機関等及び事業者において、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。行政機関等及び事業者は、過重な負担に当たると判断した場合は、障害者に丁寧にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。その際には前述のとおり、行政機関等及び事業者と障害者の双方が、お互いに相手の立場を尊重しながら、建設的対話を通じて相互理解を図り、代替措置の選択も含めた対応を柔軟に検討することが求められる。

イ 条例の改正案 (※ 改正箇所、今回修正箇所)

現在の条例	条例の改正案
<p>(市が行う合理的配慮の提供)</p> <p>第9条 市は、その事務又は事業を行うに当たり、過重な負担にならない範囲で、合理的配慮をしなければならない。</p> <p>2 市は、障害者を雇用する場合において、過重な負担にならない範囲で、合理的配慮をしなければならない。</p> <p>(新設)</p>	<p>(市及び事業者が行う合理的配慮の提供)</p> <p>第9条 市及び事業者は、その事務又は事業を行うに当たり、過重な負担にならない範囲で、合理的配慮をしなければならない。</p> <p>2 市及び事業者は、障害者を雇用する場合において、過重な負担にならない範囲で、合理的配慮をしなければならない。</p> <p>3 <u>合理的配慮の提供にあたっては、市及び事業者と障害者の双方が、お互いに相手の立場を尊重しながら、建設的な対話による相互理解を図り、代替措置の選択も含めた対応を柔軟に検討するものとする。</u></p>



# 名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例の骨子

## 目的

○障害者差別解消の推進に関する基本理念や、市・事業者・市民の責務、基本事項を定め、障害の有無にかかわらず、誰もが人格と個性を尊重され、住み慣れた地域で安心して暮らせる社会を実現する。

## 定義

○以下の6つの用語について定義する。

①障害者 ②社会的障壁 ③不当な差別的取扱い ④合理的配慮 ⑤障害を理由とする差別 ⑥事業者

①精神障害者の説明に「高次脳機能障害」を追加  
⑥「事業者」の定義を新たに追加  
〔目的の営利・非営利、個人・法人の別を問わず、同種の行為を反復継続する意思をもって、市の区域内で商業その他の事業を行う者をいう。〕

## 基本理念

○誰もが等しく基本的人権を生まれながらに有する個人として尊重され、自立した地域生活を営む権利が保障されることを前提として、以下を定める。

- ・あらゆる分野の活動に参加する機会の確保
- ・地域社会で他の人々とともに暮らすことを妨げられないこと
- ・意思疎通や情報の取得等の手段（情報通信技術を活用した手段も含む。）の選択の確保、同一内容の情報を同一の時点で取得できることの確保、意思決定が困難な障害者への支援
- ・性別や年齢等の要因により特に困難な状況にある場合の適切な配慮
- ・障害者差別解消は、当事者間の建設的な対話による相互理解が基本
- ・災害時における障害特性に応じた適切な配慮
- ・子どもの頃から、障害の有無にかかわらず共に助け合い学び合う心の育成

同一内容の情報を同一時点で取得できること、  
情報通信技術を活用した意思疎通手段も記述

## 責務

○市の責務

- ・障害及び障害者に関する理解の促進、障害者差別解消に関する施策の総合的かつ計画的な実施
- ・障害者差別解消に向けた国や他の地方公共団体との相互連携
- ・障害者差別解消に関する施策実施に必要な財政上の措置その他の措置

○事業者の責務

- ・障害及び障害者に関する理解、障害者差別解消に必要な措置への努力
- ・障害者差別解消に関する市の施策への協力

○市民の責務

- ・障害及び障害者に関する理解、障害者とともに課題解決するなど良好な環境づくりへの努力
- ・障害者差別解消に関する市の施策への協力

国及び他の地方公共団体と相互に連携を図ることを追加

## 事前的改善措置

○市及び事業者は、合理的配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努める。

（参考例）施設のバリアフリー化、介助者等の人的支援、情報アクセシビリティの向上

※ 太字下線部分が改正点（R6.4.1）

障害者差別解消支援会議（R5.5.22開催）の資料

## 差別の禁止

○「不当な差別的取扱い」の禁止及び「合理的配慮」の提供

民間事業者の合理的配慮の提供を「努力義務」から「義務」へ改正

区分	不当な差別的取扱いの禁止	合理的配慮の提供
内容	障害を理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けること	障害のある方から何らかの配慮を求める意思表示があった場合に、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮を行うこと
対象	市・民間事業者ともに「義務」←	
（参考例）	窓口対応拒否、順番の後回し	筆談・読み上げ、郵送・メール受付

○不当な差別的取扱いの禁止について、以下の9つの場面を例示列挙

- ①福祉サービス ②医療 ③教育、療育又は保育 ④雇用 ⑤商品販売・サービス提供 ⑥不動産取引  
⑦建物、施設及び公共交通機関 ⑧スポーツ・文化芸術活動等 ⑨情報提供・意思表示の受領

○障害を理由とする差別に該当しない「正当な理由」や「過重な負担」についての説明  
市や事業者は、障害者にその内容を説明し、理解を得るよう努めること

## 相談及び紛争解決の仕組み

○相談体制

- ・障害者（その関係者含む。）又は事業者が、障害を理由とする差別の相談に関して相談することのできる窓口として、障害者差別相談センター、各区の地域の相談窓口を設置
- ・障害を理由とする差別の相談に対応できる人材を育成

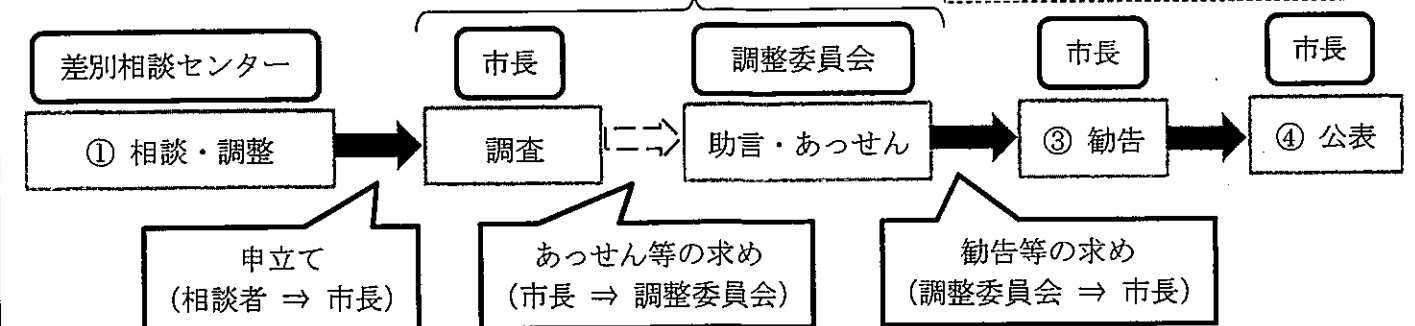
差別相談に対応する人材育成を追加

○紛争解決の仕組み

- ・原則として、当事者間の対話による紛争解決をめざすが、障害者差別相談センターによる調整によってもなお問題が解決する見込みのない悪質な事例への対応

《相談・紛争解決の流れ》

※ 各段階で解決しない場合には、①→②、②→③、③→④と進む



## 障害者差別解消を推進する取り組み

- 普及・啓発 ○情報及び意思疎通 ○地域における取組 ○事例の分析、調査研究等

事例の分析、調査研究等を追加

意思疎通手段として「筆談・代読・代筆」を追加

障害者差別解消支援会議 (R5. 5. 22 開催) の資料

(※) 改正箇所、今回修正箇所

名古屋市障害のある人も共に生きるための障害者差別解消推進条例 (平成30年条例第61号) 改正案 (新旧対照表)

現 行	改正 (案)
<p>○名古屋市の障害のある人も共に生きるための障害者差別解消推進条例 平成30年12月20日 条例第61号</p> <p>目次 前文 第1章 総則 (第1条—第7条) 第2章 障害を理由とする差別の禁止 (第8条—第12条) 第3章 障害を理由とする差別を解消するための体制 (第13条—第19条) 第4章 障害を理由とする差別の解消を推進するための施策 (第20条—第26条)</p> <p>附則 誰もが、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を有するかけがえのない個人として尊重される地域社会の実現は、全ての名古屋市民の願いです。 近年、障害者の権利に関する条約、障害者基本法、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律等の趣旨に沿った取組により障害者への理解が進んできたものの、今なお、障害者に対する誤解や偏見があり、また、見た目ではわからない障害者に対して周囲の理解が不十分であることから、障害者の自立や社会参加が妨げられているという現状が存在しています。 こうした状況を解決するためには、誰もが高齢になることに伴う身体機能の低下、事故や疾病などにより、障害を有することになる可能性があることを認識し、障害を理由とする差別を障害のある人とならない人の区別なく全ての人に共通する課題として捉え、取り組んでいくことが重要です。 それとともに、子どもの頃から障害の有無にかかわらず一緒に学び遊ぶ中で、</p>	<p>○名古屋市障害のある人も共に生きるための障害者差別解消推進条例 平成30年12月20日 条例第61号</p> <p>目次 前文 第1章 総則 (第1条—第7条) 第2章 障害を理由とする差別の禁止 (第8条—第12条) 第3章 障害を理由とする差別を解消するための体制 (第13条—第19条) 第4章 障害を理由とする差別の解消を推進するための施策 (第20条—第26条)</p> <p>附則 誰もが、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を有するかけがえのない個人として尊重される地域社会の実現は、全ての名古屋市民の願いです。 近年、障害者の権利に関する条約、障害者基本法、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律等の趣旨に沿った取組により障害者への理解が進んできたものの、今なお、障害者に対する誤解や偏見があり、また、見た目ではわからない障害者に対して周囲の理解が不十分であることから、障害者の自立や社会参加が妨げられているという現状が存在しています。 こうした状況を解決するためには、誰もが高齢になることに伴う身体機能の低下、事故や疾病などにより、障害を有することになる可能性があることを認識し、障害を理由とする差別を障害のある人とならない人の区別なく全ての人に共通する課題として捉え、取り組んでいくことが重要です。 それとともに、子どもの頃から障害の有無にかかわらず一緒に学び遊ぶ中で、</p>

現 行	改正 (案)
<p>正しい知識や理解を深めることも求められます。</p> <p>このような認識の下、市、事業者及び市民が一体となって、障害を理由とする差別の解消の推進に取り組み、障害のある人もない人も誰もが等しく基本的人権を有するかけがえのない個人として、お互いを思いやる気持ちを持ちながら、安心して共に生きることのできるまち・なごやをつくることを決意し、この条例を制定します。</p> <p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、障害を理由とする差別の解消の推進に関し、基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、障害を理由とする差別の解消を推進するための基本となる事項を定めることにより、障害の有無にかかわらず、誰もが人格と個性を尊重され、住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、難病（治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病をいう。）等を原因とする障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活上に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。</p> <p>(2) 社会的障壁 障害者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。</p> <p>(3) 不当な差別的取扱い 正当な理由なく、障害を理由として、障害者でない</p>	<p>正しい知識や理解を深めることも求められます。</p> <p>このような認識の下、市、事業者及び市民が一体となって、障害を理由とする差別の解消の推進に取り組み、障害のある人もない人も誰もが等しく基本的人権を有するかけがえのない個人として、お互いを思いやる気持ちを持ちながら、安心して共に生きることのできるまち・なごやをつくることを決意し、この条例を制定します。</p> <p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、障害を理由とする差別の解消の推進に関し、基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、障害を理由とする差別の解消を推進するための基本となる事項を定めることにより、障害の有無にかかわらず、誰もが人格と個性を尊重され、住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害及び<u>高次脳機能障害</u>を含む。）、難病（治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病をいう。）等を原因とする障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的又は断続的に日常生活又は社会生活上に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。</p> <p>(2) 社会的障壁 障害者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。</p> <p>(3) 不当な差別的取扱い 正当な理由なく、障害を理由として、障害者でない</p>

現 行	改正 (案)
<p>者と異なる不利益な取扱いをすることをいう。</p> <p>(4) 合理的配慮 障害の有無にかかわらず誰もが実質的に同等の日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者（障害者が意思の表明を行うことが困難である場合にあつては、その家族等）の求めに応じて、必要かつ適切な現状の変更又は調整を行うことをいう。ただし、社会通念上その実施に伴う負担が過重になるものを除く。</p> <p>(5) 障害を理由とする差別 不当な差別的取扱いをすること又は合理的配慮をしないことをいう。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(基本理念)</p> <p>第3条 障害を理由とする差別の解消の推進は、障害の有無にかかわらず、誰もが等しく基本的人権を生まれながらにして有する個人として尊重され、地域で自立した生活を営む権利が保障されることを前提として、次に掲げる基本理念に基づき行う。</p> <p>(1) 全ての障害者が、社会を構成する一員として、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。</p> <p>(2) 全ての障害者が、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共に暮らすことを妨げられないこと。</p> <p>(3) 全ての障害者が、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段及び情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会が確保されるところに、意思を決定することが困難な障害者に対する支援が確保されること。</p>	<p>者と異なる不利益な取扱いをすることをいう。</p> <p>(4) 合理的配慮 障害の有無にかかわらず誰もが実質的に同等の日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者（障害者が意思の表明を行うことが困難である場合にあつては、その家族等）の求めに応じて、必要かつ適切な現状の変更又は調整を行うことをいう。ただし、社会通念上その実施に伴う負担が過重になるものを除く。</p> <p>(5) 障害を理由とする差別 不当な差別的取扱いをすること又は合理的配慮をしないことをいう。</p> <p><u>(6) 事業者 目的の営利・非営利、個人・法人の別を問わず、同種の行為を反復継続する意思をもって、市の区域内で商業その他の事業を行う者（国、地方公共団体、独立行政法人等及び公営企業型以外の地方独立行政法人を除く。）をいう。</u></p> <p>(基本理念)</p> <p>第3条 障害を理由とする差別の解消の推進は、障害の有無にかかわらず、誰もが等しく基本的人権を生まれながらにして有する個人として尊重され、地域で自立した生活を営む権利が保障されることを前提として、次に掲げる基本理念に基づき行う。</p> <p>(1) 全ての障害者が、社会を構成する一員として、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。</p> <p>(2) 全ての障害者が、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共に暮らすことを妨げられないこと。</p> <p>(3) 全ての障害者が、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段（<u>情報通信技術を活用した意思疎通のための手段を含む。</u>）及び情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会が確保され、可能な限り、障害</p>

現 行	改正 (案)
<p>(4) 全ての障害者は、障害があることに加え、性別、年齢その他の複合的な要因により特に困難な状況に置かれている場合には、その状況に応じた適切な配慮がなされること。</p> <p>(5) 障害を理由とする差別の解消に当たっては、差別する側と差別される側に分け、相手方を一方的に非難し、又は制裁を加えようとするものであってはならず、当事者間の建設的な対話による相互理解を基本とすること。</p> <p>(6) 災害時において障害者の安心・安全が確保されるよう、障害の特性に応じた適切な配慮がなされること。</p> <p>(7) 家庭、学校をはじめとする社会のあらゆる場面において、子どもの頃から障害に関する知識や理解を深め、障害の有無にかかわらず共に助け合い、学び合う心をはぐくむこと。</p> <p>(市の責務)</p> <p>第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、障害及び障害者に関する理解の促進を図るとともに、障害を理由とする差別の解消に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>2 市は、障害を理由とする差別の解消に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。</p> <p>(事業者の責務)</p> <p>第5条 事業者は、その事業を行うに当たっては、基本理念にのっとり、障害及</p>	<p>者でない者が取得する情報と同一の内容の情報を障害者でない者と同一の時点において取得できるとともに、意思を決定することが困難な障害者に対する支援が確保されること。</p> <p>(4) 全ての障害者は、障害があることに加え、性別、年齢その他の複合的な要因により特に困難な状況に置かれている場合には、その状況に応じた適切な配慮がなされること。</p> <p>(5) 障害を理由とする差別の解消に当たっては、差別する側と差別される側に分け、相手方を一方的に非難し、又は制裁を加えようとするものであってはならず、当事者間の建設的な対話による相互理解を基本とすること。</p> <p>(6) 災害時において障害者の安心・安全が確保されるよう、障害の特性に応じた適切な配慮がなされること。</p> <p>(7) 家庭、学校をはじめとする社会のあらゆる場面において、子どもの頃から障害に関する知識や理解を深め、障害の有無にかかわらず共に助け合い、学び合う心をはぐくむこと。</p> <p>(市の責務)</p> <p>第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、障害及び障害者に関する理解の促進を図るとともに、障害を理由とする差別の解消に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。</p> <p>2 市は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を効率的かつ効果的に実施できるよう、国及び他の地方公共団体と相互に連携を図るものとする。</p> <p>3 市は、障害を理由とする差別の解消に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。</p> <p>(事業者の責務)</p> <p>第5条 事業者は、その事業を行うに当たっては、基本理念にのっとり、障害及</p>

現 行	改正 (案)
<p>ひ障害者に関する理解を深め、障害を理由とする差別の解消について必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>2 事業者は、市が実施する障害を理由とする差別の解消に関する施策に協力するものとする。</p> <p>(市民の責務)</p> <p>第6条 市民は、基本理念にのっとり、障害及び障害者に関する理解を深め、障害者が日常生活又は社会生活において直面する課題について共に考え、解決を図り、地域で誰もが共に暮らしていくための良好な環境づくりに努めるものとする。</p> <p>2 市民は、市が実施する障害を理由とする差別の解消に関する施策に協力するものとする。</p> <p>(事前的改善措置)</p> <p>第7条 市(市が設立した地方独立行政法人を含む。次条、第9条及び第11条において同じ。)及び事業者は、合理的配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。</p> <p>第2章 障害を理由とする差別の禁止</p> <p>(市及び事業者における不当な差別的取扱いの禁止)</p> <p>第8条 市及び事業者は、その事務又は事業を行うに当たり、正当な理由によりやむを得ない場合を除き、障害を理由として次に掲げる取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。</p> <p>(1) 福祉サービスを提供する場合における次に掲げる取扱い</p> <p>ア 福祉サービスの提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付け、</p>	<p>ひ障害者に関する理解を深め、障害を理由とする差別の解消について必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>2 事業者は、市が実施する障害を理由とする差別の解消に関する施策に協力するものとする。</p> <p>(市民の責務)</p> <p>第6条 市民は、基本理念にのっとり、障害及び障害者に関する理解を深め、障害者が日常生活又は社会生活において直面する課題について共に考え、解決を図り、地域で誰もが共に暮らしていくための良好な環境づくりに努めるものとする。</p> <p>2 市民は、市が実施する障害を理由とする差別の解消に関する施策に協力するものとする。</p> <p>(事前的改善措置)</p> <p>第7条 市(市が設立した地方独立行政法人を含む。次条、第9条及び第11条において同じ。)及び事業者は、合理的配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。</p> <p>第2章 障害を理由とする差別の禁止</p> <p>(市及び事業者における不当な差別的取扱いの禁止)</p> <p>第8条 市及び事業者は、その事務又は事業を行うに当たり、正当な理由によりやむを得ない場合を除き、障害を理由として次に掲げる取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。</p> <p>(1) 福祉サービスを提供する場合における次に掲げる取扱い</p> <p>ア 福祉サービスの提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付け、</p>

現 行	改正 (案)
<p>その他障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすること。</p> <p>イ 福祉サービスの利用に関する適切な相談及び支援を行うことなく、障害者の意思に反して、障害者支援施設等への入所又は入居を強制すること。</p> <p>(2) 医療を提供する場合における次に掲げる取扱い</p> <p>ア 医療の提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付け、その他障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすること。</p> <p>イ 障害者の意思に反して、医療を受けることを強制すること。</p> <p>(3) 教育、療育又は保育を行う場合における次に掲げる取扱い</p> <p>ア 障害者の年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育、療育又は保育が受けられるようにするために必要な指導又は支援を行わないこと。</p> <p>イ 障害者又はその保護者の意見を聴かず、若しくは意思を尊重せず、又はこれらの者に必要な説明を行わずに就学すべき学校を決定すること。</p> <p>(4) 労働者を雇用する場合における次に掲げる取扱い</p> <p>ア 応募若しくは採用を拒否し、若しくは制限し、又はこれらに条件を付け、その他障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすること。</p> <p>イ 賃金、労働時間、配置、昇進、教育訓練、福利厚生その他の労働条件について不利益な取扱いをすること。</p> <p>(5) 商品を販売し、又はサービスを提供する場合において、商品の販売若しくはサービスの提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれらに条件を付け、その他障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすること。</p> <p>(6) 不動産の取引を行う場合において、不動産の売買、賃貸、転貸若しくは賃借権の譲渡を拒否し、若しくは制限し、又はこれらに条件を付け、その他障</p>	<p>その他障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすること。</p> <p>イ 福祉サービスの利用に関する適切な相談及び支援を行うことなく、障害者の意思に反して、障害者支援施設等への入所又は入居を強制すること。</p> <p>(2) 医療を提供する場合における次に掲げる取扱い</p> <p>ア 医療の提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付け、その他障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすること。</p> <p>イ 障害者の意思に反して、医療を受けることを強制すること。</p> <p>(3) 教育、療育又は保育を行う場合における次に掲げる取扱い</p> <p>ア 障害者の年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育、療育又は保育が受けられるようにするために必要な指導又は支援を行わないこと。</p> <p>イ 障害者又はその保護者の意見を聴かず、若しくは意思を尊重せず、又はこれらの者に必要な説明を行わずに就学すべき学校を決定すること。</p> <p>(4) 労働者を雇用する場合における次に掲げる取扱い</p> <p>ア 応募若しくは採用を拒否し、若しくは制限し、又はこれらに条件を付け、その他障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすること。</p> <p>イ 賃金、労働時間、配置、昇進、教育訓練、福利厚生その他の労働条件について不利益な取扱いをすること。</p> <p>(5) 商品を販売し、又はサービスを提供する場合において、商品の販売若しくはサービスの提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれらに条件を付け、その他障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすること。</p> <p>(6) 不動産の取引を行う場合において、不動産の売買、賃貸、転貸若しくは賃借権の譲渡を拒否し、若しくは制限し、又はこれらに条件を付け、その他障</p>

現 行	改正 (案)
<p>害者でない者と異なる不利益な取扱いをすること。</p> <p>(7) 不特定多数の者の利用に供されている建物その他の施設又は公共交通機関を利用する場合において、建物その他の施設若しくは公共交通機関の利用を拒否し、若しくは制限し、又はこれらに条件を付け、その他障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすること。</p> <p>(8) スポーツ、文化芸術活動その他の生涯学習活動を行う場合において、スポーツ、文化芸術活動その他の生涯学習活動を行うことを拒否し、若しくは制限し、又はこれらに条件を付け、その他障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすること。</p> <p>(9) 障害者へ情報の提供をする場合又は障害者から意思の表示を受ける場合における次に掲げる取扱い</p> <p>ア 情報の提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付け、その他障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすること。</p> <p>イ 障害者から意思の表示を受けることを拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付け、その他障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすること。</p> <p>(10) 前各号に掲げるもののほか、障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすること。</p> <p>(市が行う合理的配慮の提供)</p> <p>第9条 市は、その事務又は事業を行うに当たり、過重な負担にならない範囲で、合理的配慮をしなければならない。</p> <p>2 市は、障害者を雇用する場合において、過重な負担にならない範囲で、合理的配慮をしなければならない。</p>	<p>害者でない者と異なる不利益な取扱いをすること。</p> <p>(7) 不特定多数の者の利用に供されている建物その他の施設又は公共交通機関を利用する場合において、建物その他の施設若しくは公共交通機関の利用を拒否し、若しくは制限し、又はこれらに条件を付け、その他障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすること。</p> <p>(8) スポーツ、文化芸術活動その他の生涯学習活動を行う場合において、スポーツ、文化芸術活動その他の生涯学習活動を行うことを拒否し、若しくは制限し、又はこれらに条件を付け、その他障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすること。</p> <p>(9) 障害者へ情報の提供をする場合又は障害者から意思の表示を受ける場合における次に掲げる取扱い</p> <p>ア 情報の提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付け、その他障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすること。</p> <p>イ 障害者から意思の表示を受けることを拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付け、その他障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすること。</p> <p>(10) 前各号に掲げるもののほか、障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすること。</p> <p>(市及び事業者が行う合理的配慮の提供)</p> <p>第9条 市及び事業者は、その事務又は事業を行うに当たり、過重な負担にならない範囲で、合理的配慮をしなければならない。</p> <p>2 市及び事業者は、障害者を雇用する場合において、過重な負担にならない範囲で、合理的配慮をしなければならない。</p>



現 行	改正 (案)
<p>(事業者が行う合理的配慮の提供)</p> <p>第10条 事業者は、その事業を行うに当たり、<u>過重な負担にならない範囲で、合理的配慮を</u>するよう努めなければならない。</p> <p>2 事業者は、<u>障害者を雇用する場合において、過重な負担にならない範囲で、合理的配慮を</u>しなければならない。</p> <p>(市及び事業者の判断に係る内容の説明)</p> <p>第11条 市及び事業者は、不当な差別的取扱いに該当しない正当な理由があると判断する場合及び合理的配慮の不提供に該当しない過重な負担になると判断する場合には、障害者にその内容を説明し、理解を得るよう努めるものとする。</p> <p>(事業者における適切な対応)</p> <p>第12条 事業者は、その事業を行うに当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第11条第1項に規定する対応指針に即して、適切な対応に努めるものとする。</p> <p>第3章 障害を理由とする差別を解消するための体制</p> <p>(相談)</p> <p>第13条 市は、障害を理由とする差別に関する相談（以下「差別相談」という。）に的確に対応するため、法第14条の規定に基づき、名古屋市障害者差別相談センター（以下「差別相談センター」という。）及び地域の相談窓口を設置する。</p> <p>2 障害者及びその家族その他の関係者（以下「障害者等」という。）又は事業者は、差別相談センター又は地域の相談窓口に対し、差別相談を行うことができ</p> <p>る。</p> <p>3 差別相談センター及び地域の相談窓口は、差別相談を受けた場合には、必要に応じて、事実の確認を行い、次に掲げる対応を行う。ただし、地域の相談窓口</p>	<p>(削除)</p> <p>(市及び事業者の判断に係る内容の説明)</p> <p>第11条 市及び事業者は、不当な差別的取扱いに該当しない正当な理由があると判断する場合及び合理的配慮の不提供に該当しない過重な負担になると判断する場合には、障害者にその内容を説明し、理解を得るよう努めるものとする。</p> <p>(事業者における適切な対応)</p> <p>第12条 事業者は、その事業を行うに当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第11条第1項に規定する対応指針に即して、適切な対応に努めるものとする。</p> <p>第3章 障害を理由とする差別を解消するための体制</p> <p>(相談)</p> <p>第13条 市は、障害を理由とする差別に関する相談（以下「差別相談」という。）に的確に対応するため、法第14条の規定に基づき、名古屋市障害者差別相談センター（以下「差別相談センター」という。）及び地域の相談窓口を設置する。</p> <p>2 障害者及びその家族その他の関係者（以下「障害者等」という。）又は事業者は、差別相談センター又は地域の相談窓口に対し、差別相談を行うことができ</p> <p>る。</p> <p>3 差別相談センター及び地域の相談窓口は、差別相談を受けた場合には、必要に応じて、事実の確認を行い、次に掲げる対応を行う。ただし、地域の相談窓口</p>

現 行	改正 (案)
<p>が差別相談を受け、第2号の対応を行う必要があると判断する場合は、差別相談センターに引き継ぎ、その対応を行う。</p> <p>(1) 説明又は助言</p> <p>(2) 差別相談に係る当事者間の調整(差別相談について必要な調査を含む。以下「調整」という。)</p> <p>(3) 関係行政機関に対する通報その他通知</p> <p>4 差別相談の相手方となる事業者は、障害者等が差別相談を行ったことを理由として、事業の利用を禁止し、又は制限し、その他不利益な扱いをしてはならない。</p> <p>(新設)</p> <p>5 市は、差別相談センター事業の全部又は一部を障害者の相談支援を行う者に委託することができる。</p> <p>(名古屋市障害者差別解消調整委員会)</p> <p>第14条 市長の附属機関として、名古屋市障害者差別解消調整委員会(以下「委員会」という。)を置く。</p> <p>2 委員会は、市長の求めに応じて、差別相談に係る事案の解決を図るための助言又はあつせんを行う。</p> <p>3 委員会は、委員6人以内をもって組織する。</p> <p>4 委員は、学識経験者、障害者又はその家族、障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者、事業者を代表する者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。</p> <p>5 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。</p>	<p>が差別相談を受け、第2号の対応を行う必要があると判断する場合は、差別相談センターに引き継ぎ、その対応を行う。</p> <p>(1) 説明又は助言</p> <p>(2) 差別相談に係る当事者間の調整(差別相談について必要な調査を含む。以下「調整」という。)</p> <p>(3) 関係行政機関に対する通報その他通知</p> <p>4 差別相談の相手方は、障害者等が差別相談を行ったことを理由として、事業の利用を禁止し、又は制限し、その他不利益な扱いをしてはならない。</p> <p>5 市は、差別相談に対して適切に対応できるよう、差別相談に対応する人材を直成する。</p> <p>6 市は、差別相談センター事業の全部又は一部を障害者の相談支援を行う者に委託することができる。</p> <p>(名古屋市障害者差別解消調整委員会)</p> <p>第14条 市長の附属機関として、名古屋市障害者差別解消調整委員会(以下「委員会」という。)を置く。</p> <p>2 委員会は、市長の求めに応じて、差別相談に係る事案の解決を図るための助言又はあつせんを行う。</p> <p>3 委員会は、委員6人以内をもって組織する。</p> <p>4 委員は、学識経験者、障害者又はその家族、障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者、事業者を代表する者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。</p> <p>5 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。</p>

現 行	改正 (案)
<p>6 委員は、再任されることができる。 (助言又はあっせんの申立て)</p> <p>第15条 障害者等は、差別相談センターが調整を行ってもなお差別相談に係る事案が解決しないときは、市長に対し、必要な助言又はあっせんを行うよう申立てをすることができる。ただし、当該申立てをすることが当該障害者の意思に反することが明らかであると認められる場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項本文の規定は、障害者の雇用の促進等に関する法律 (昭和35年法律第123号) 第74条の5に規定する紛争については適用しない。 (助言又はあっせんの申立てに係る調査)</p> <p>第16条 市長は、前条第1項本文の申立てがあつた場合において、当事者その他の関係者に対し、当該申立てに係る事実について必要な調査を行うものとする。ただし、差別相談センターにおいて、調整を行うために、既に必要な調査が行われており、かつ、当事者の同意がある場合においては、この限りでない。</p> <p>2 当事者その他の関係者は、正当な理由がある場合を除き、前項本文の調査に協力しなければならない。 (助言又はあっせん)</p> <p>第17条 市長は、委員会に対し、前条第1項本文の調査の結果 (同項ただし書の場合) にあつては、その調査の結果) を通知するとともに、助言又はあっせんを行うよう求めるものとする。</p> <p>2 委員会は、前項の規定により助言又はあっせんを行うよう求められたときは、助言又はあっせんを行うものとする。ただし、助言若しくはあっせんを行う必要がないと認めるとき又は事案の性質に照らし助言若しくはあっせんを行うことが適当でないとき、この限りでない。</p>	<p>6 委員は、再任されることができる。 (助言又はあっせんの申立て)</p> <p>第15条 障害者等は、差別相談センターが調整を行ってもなお差別相談に係る事案 (障害者と事業者との間で生じた事案に限る) が解決しないときは、市長に対し、必要な助言又はあっせんを行うよう申立てをすることができる。ただし、当該申立てをすることが当該障害者の意思に反することが明らかであると認められる場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項本文の規定は、障害者の雇用の促進等に関する法律 (昭和35年法律第123号) 第74条の5に規定する紛争については適用しない。 (助言又はあっせんの申立てに係る調査)</p> <p>第16条 市長は、前条第1項本文の申立てがあつた場合において、当事者その他の関係者に対し、当該申立てに係る事実について必要な調査を行うものとする。ただし、差別相談センターにおいて、調整を行うために、既に必要な調査が行われており、かつ、当事者の同意がある場合においては、この限りでない。</p> <p>2 当事者その他の関係者は、正当な理由がある場合を除き、前項本文の調査に協力しなければならない。 (助言又はあっせん)</p> <p>第17条 市長は、委員会に対し、前条第1項本文の調査の結果 (同項ただし書の場合) にあつては、その調査の結果) を通知するとともに、助言又はあっせんを行うよう求めるものとする。</p> <p>2 委員会は、前項の規定により助言又はあっせんを行うよう求められたときは、助言又はあっせんを行うものとする。ただし、助言若しくはあっせんを行う必要がないと認めるとき又は事案の性質に照らし助言若しくはあっせんを行うことが適当でないとき、この限りでない。</p>

現 行	改正 (案)
<p>3 委員会は、前項本文の助言又はあつせんを行うために必要があると認めるときは、当事者その他の関係者の出席を求めて説明又は意見を聴くこと、これらの者に資料の提出を求めるとその他の他の必要な調査を行うことができる。</p> <p>4 委員会は、申立てへの対応結果を当事者に通知するとともに、市長に報告するものとする。</p> <p>(措置の求め)</p> <p>第18条 委員会は、差別相談に係る事案の解決を図るため、市長に対して、次の各号のいずれかに該当する者に必要な措置を講ずることができ。</p> <p>(1) 正当な理由なく、あつせん案を受諾しない事業者又は受諾したあつせん案に従わない事業者</p> <p>(2) 正当な理由なく、前条第3項の調査を拒んだ障害者等又は事業者</p> <p>(3) 前条第3項の調査に虚偽の説明又は資料の提出をした障害者等又は事業者</p> <p>者 (勧告等)</p> <p>第19条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、必要があると認めるときは、差別相談に係る事案の解決に必要な措置を講ずるよう勧告することができる。</p> <p>(1) 前条の規定による求めがあつた場合における前条各号に掲げる者</p> <p>(2) 正当な理由なく、第16条第1項本文の調査を拒んだ障害者等又は事業者</p> <p>(3) 第16条第1項本文の調査に虚偽の説明又は資料の提出をした障害者等又は事業者</p> <p>は事業者</p> <p>2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく、当該勧告に従わないときは、あらかじめその者に意見を述べた上で、その旨</p>	<p>3 委員会は、前項本文の助言又はあつせんを行うために必要があると認めるときは、当事者その他の関係者の出席を求めて説明又は意見を聴くこと、これらの者に資料の提出を求めるとその他の他の必要な調査を行うことができる。</p> <p>4 委員会は、申立てへの対応結果を当事者に通知するとともに、市長に報告するものとする。</p> <p>(措置の求め)</p> <p>第18条 委員会は、差別相談に係る事案の解決を図るため、市長に対して、次の各号のいずれかに該当する者に必要な措置を講ずることができ。</p> <p>(1) 正当な理由なく、あつせん案を受諾しない事業者又は受諾したあつせん案に従わない事業者</p> <p>(2) 正当な理由なく、前条第3項の調査を拒んだ障害者等又は事業者</p> <p>(3) 前条第3項の調査に虚偽の説明又は資料の提出をした障害者等又は事業者</p> <p>者 (勧告等)</p> <p>第19条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、必要があると認めるときは、差別相談に係る事案の解決に必要な措置を講ずるよう勧告することができる。</p> <p>(1) 前条の規定による求めがあつた場合における前条各号に掲げる者</p> <p>(2) 正当な理由なく、第16条第1項本文の調査を拒んだ障害者等又は事業者</p> <p>(3) 第16条第1項本文の調査に虚偽の説明又は資料の提出をした障害者等又は事業者</p> <p>は事業者</p> <p>2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく、当該勧告に従わないときは、あらかじめその者に意見を述べた上で、その旨</p>

現 行	改正 (案)
<p>を公表することができる。</p> <p>第4章 障害を理由とする差別の解消を推進するための施策 (啓発等)</p> <p>第20条 市は、事業者及び市民の障害及び障害者に対する理解と関心を深めるために必要な広報その他の啓発活動を行うとともに、障害の有無にかかわらず、全ての人が相互理解を深めることができる機会及び情報の提供を行うものとする。</p> <p>(教育上の支援)</p> <p>第21条 市は、障害のある幼児、児童及び生徒が、可能な限り障害のない幼児、児童及び生徒と共に学び、必要な教育を受けられることができるよう、医療機関、福祉施設その他の関係機関と連携し、必要な支援を行うものとする。</p> <p>(手話言語の普及)</p> <p>第22条 市は、手話が独自の体系を有する言語であるとの認識に基づいて、事業者及び市民において手話の利用が普及するよう、必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>(意思疎通手段の利用の促進)</p> <p>第23条 市は、手話、点字、音声、文字表示、わかりやすい表現、絵図の提示、情報支援機器(情報の取得及び意思疎通を容易にするための機器をいう。)その他の意思疎通手段(意思疎通手段を利用するときの補助を含む。)であって障害の特性に応じたものの利用の促進を図るものとする。</p> <p>(災害時の支援)</p> <p>第24条 市は、災害発生時その他緊急時において、障害者に対し、その安全を確保するために必要な支援を行うとともに、意思疎通を図ることが困難な障害者</p>	<p>を公表することができる。</p> <p>第4章 障害を理由とする差別の解消を推進するための施策 (啓発等)</p> <p>第20条 市は、事業者及び市民の障害及び障害者に対する理解と関心を深めるために必要な広報その他の啓発活動を行うとともに、障害の有無にかかわらず、全ての人が相互理解を深めることができる機会及び情報の提供を行うものとする。</p> <p>(教育上の支援)</p> <p>第21条 市は、障害のある幼児、児童及び生徒が、可能な限り障害のない幼児、児童及び生徒と共に学び、必要な教育を受けられることができるよう、医療機関、福祉施設その他の関係機関と連携し、必要な支援を行うものとする。</p> <p>(手話言語の普及)</p> <p>第22条 市は、手話が独自の体系を有する言語であるとの認識に基づいて、事業者及び市民において手話の利用が普及するよう、必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>(意思疎通手段の利用の促進)</p> <p>第23条 市は、手話、筆談、点字、音声、文字表示、代読、代筆、わかりやすい表現、絵図の提示、情報支援機器(情報の取得及び意思疎通を容易にするための機器をいう。)その他の意思疎通手段(意思疎通手段を利用するときの補助を含む。)であって障害の特性に応じたものの利用の促進を図るものとする。</p> <p>(災害時の支援)</p> <p>第24条 市は、災害発生時その他緊急時において、障害者に対し、その安全を確保するために必要な支援を行うとともに、意思疎通を図ることが困難な障害者</p>

現 行	改正 (案)
<p>に対し、その障害の特性に応じた情報の提供を行うものとする。</p> <p>(名古屋市障害者差別解消支援会議)</p> <p>第25条 市は、地域における障害を理由とする差別の解消の推進について情報を共有し、その取組を効果的かつ円滑に行うため、法第17条第1項の規定に基づき、名古屋市障害者差別解消支援会議を設置する。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(委任)</p> <p>第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p>(検討)</p> <p>2 市長は、この条例の施行後3年を経過した場合において、この条例の施行の状況及び社会情勢を勘案し、この条例の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の見直しを行うものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>に対し、その障害の特性に応じた情報の提供を行うものとする。</p> <p>(名古屋市障害者差別解消支援会議)</p> <p>第25条 市は、地域における障害を理由とする差別の解消の推進について情報を共有し、その取組を効果的かつ円滑に行うため、法第17条第1項の規定に基づき、名古屋市障害者差別解消支援会議を設置する。</p> <p><u>(調査研究等)</u></p> <p>第25条の2 市及び差別相談センターは、差別相談の事例の分析を行うとともに、障害を理由とする差別の解消に向けて必要な事項についての調査研究及び情報収集を行い、名古屋市障害者差別解消支援会議を通じて情報の共有を行うものとする。</p> <p>(委任)</p> <p>第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p>(検討)</p> <p>2 市長は、この条例の施行後3年を経過した場合において、この条例の施行の状況及び社会情勢を勘案し、この条例の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の見直しを行うものとする。</p> <p>附 則</p> <p><u>この条例は、令和6年4月1日から施行する。</u></p>

# 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律の概要 (令和3年法律第56号)

## 経緯

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。)附則第7条においては、施行(平成28年4月)後3年を経過した場合に事業者による合理的配慮の在り方その他の施行状況について所要の見直しを行う旨規定されている。このため、障害者政策委員会において議論が行われ、令和2年6月に意見書が取りまとめられている。この意見書等を踏まえ、以下の措置を講ずる。

## 概要

障害を理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、事業者に対し社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすることを義務付けるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、障害を理由とする差別を解消するための支援措置を強化する措置を講ずる。

### 1. 国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加

国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力しなければならないものとする。

### 2. 事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化

事業者による社会的障壁(障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの)の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供について、現行の努力義務から義務へと改める。

### 3. 障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化

(1) 基本方針に定める事項として、障害を理由とする差別を解消するための支援措置の実施に関する基本的な事項を追加する。

(2) 国及び地方公共団体が障害を理由とする差別に関する相談に対応する人材を育成し又はこれを確保する責務を明確化する。

(3) 地方公共団体は、障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報(事例等)の収集、整理及び提供に努めるものとする。

### ※ 施行期日

公布の日(令和3年6月4日)から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日

## 参考

障害者差別解消法では、行政機関等と事業者は、事務・事業を行うに当たり、障害者から何らかの配慮を求められた場合には、**過重な負担がない範囲**で、社会的障壁を取り除くために**必要かつ合理的な配慮(合理的配慮)**を行うことを求めている。

(※障害者差別解消法(改正法施行前)では、行政機関等は義務、事業者は努力義務とされている。)



段差がある場合に、スロープなどで補助する



意思を伝え合うために絵や写真のカードやタブレット端末などを使う

注 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」(平成27年2月24日閣議決定)に基づき作成

# 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（令和5年3月14日閣議決定）

## 第1 差別解消推進に関する施策の基本的な方向

### 第1 差別解消推進に関する共通的な事項

#### 1 法の対象範囲

- 障害者 心身の機能に障害があり、障害及び社会的障壁により継続的に日常・社会生活に相当な制限を受ける状態にある者
  - 事業者 商業その他の事業を行う者全般
  - 対象分野 障害者の日常・社会生活全般が対象\*
- ※雇用分野は障害者雇用促進法の定めるところによる

#### 2 不当な差別的取扱い

- 障害者に対して、正当な理由\*なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する、場所・時間帯などを制限するなどによる、障害者の権利利益の侵害を禁止
- ※客観的に見て正当な目的の下に行われ、目的に照らしてやむを得ないといえる場合
- 社会的障壁を解消するための手段（車椅子、補助犬その他の支援機器等の利用や介助者の付添い等）の利用等を理由として行われる不当な差別的取扱いも障害を理由とする不当な差別的取扱いに該当。
  - 不当な差別的取扱いに該当する／しないと考えられる事例

#### 3 合理的配慮

- 行政機関等や事業者が事務・事業を行うに際し、個々の場面で障害者から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった時に行われる必要かつ合理的な取組であり、実施に伴う負担が過重でないもの  
(例) 段差に携帯スロープを渡す／筆談、読み上げ、手話などの意思疎通／休憩時間の調整などの配慮
- 建設的対話・相互理解の重要性（社会的障壁を除去するための必要かつ実現可能な対応案を障害者と行政機関・事業者等が共に考えていくためには、建設的対話を通じ、お互いの状況の理解に努めることが重要）
- 合理的配慮の提供義務違反に該当する／しないと考えられる事例
- 環境の整備（合理的配慮を行うための、主に不特定多数の障害者に向けた事前的改善措置等）

## 第6 その他の重要事項 必要に応じた基本方針・対応要領・対応指針の見直し等

### 第3 行政機関等が講ずべき差別解消措置に関する基本的な事項

#### 1 基本的な考え方

- 行政機関等の職員による取組を図るため、対応要領を策定（※地方公共団体等は努力義務）
- 2 対応要領  
(記載事項) 不当な差別的取扱い、合理的配慮の基本的考え方、具体例、相談体制、研修・啓発

### 第4 事業者が講ずべき差別解消措置に関する基本的な事項

#### 1 基本的な考え方

- 主務大臣は事業者による合理的配慮の義務化を踏まえ、所掌する分野の特性に応じたきめ細かな対応を行う。

#### 2 対応指針

- (記載事項) 不当な差別的取扱い・合理的配慮の考え方、具体例、事業者における相談体制・研修・啓発・制度整備、主務大臣の所掌する事業分野ごとの相談窓口

### 第5 国及び地方公共団体による支援措置の実施に関する基本的な事項

#### 1 相談等の体制整備

- 市区町村、都道府県、国が役割分担・連携協力し、一体となって対応できるように取り組む。このため、内閣府において、各府県に対して、事業分野ごとの相談窓口の明確化の働きかけや、法令説明や適切な相談窓口に関する「つなぐ役割」を担う人材の専門性向上、相談対応業務の質向上を図る。

#### 2 啓発活動 行政機関等/事業者における研修、地域住民等に対する啓発活動/障害のある女性、障害のある子ども等への留意

- 3 情報の収集、整理、提供 事例（性別・年齢等の情報含む）の収集・データベース化・提供

#### 4 地域協議会 差別解消の取組を推進するため、地域の様々な関係機関をネットワーク化し、事業者の参画、設置促進に努めること



名古屋市読書バリアフリー推進計画（仮称）の策定について

1 計画策定の背景・目的について

令和元年6月、障害の有無にかかわらずすべての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とし、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（読書バリアフリー法）が施行されました（資料1）。

同法第8条において、地方公共団体に対し、当該地域の実情に合わせ視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画を作成する旨の努力義務が課せられているところです。

本市では、法施行後、日常生活用具の支給拡大や代読・代筆支援員派遣事業の実施など、施策の充実に努めてまいりました。今後、さらなる施策の推進を図るため、名古屋市読書バリアフリー推進計画（仮称）を策定することといたします。

2 策定までのスケジュールについて

令和5年	～10月	計画策定会議（複数回）
	11月	障害者施策推進協議会にて意見聴取
令和6年	1月	パブリックコメント
	3月	障害者施策推進協議会にて確定

3 計画策定委員構成（案）

所属	委員名	
あいちLD親の会かたつむり	副会長 多久島 睦美	当事者団体
愛知教育大学	准教授 相羽 大輔	学識経験者
愛知県自閉症協会つばみの会	副理事長 岡田 ひろみ	当事者団体
ディスレクシア協会名古屋	代表 吉田 優英	当事者団体
名古屋市視覚障害者協会	広報部長 杉本 由司	当事者団体
名古屋市身体障害者福祉連合会	会長 橋井 正喜	当事者団体
名古屋ライトハウス情報文化センター	所長 岩間 康治	視覚障害者 情報提供施設
名古屋市教育委員会事務局指導部指導室	室長 小島 治彦	行政
名古屋市教育委員会事務局生涯学習部生涯学習課	課長 吉田 拓生	行政
名古屋市鶴舞中央図書館奉仕課	課長 加藤 晴生	行政
名古屋市健康福祉局障害福祉部障害企画課	課長 大脇 千鶴	行政

# 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）概要

## 目的（1条）

視覚障害者等（＝視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障害により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者）の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進

障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて  
文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与

## 基本理念（3条）

- ・アクセシブルな電子書籍等（デイジー図書・音声読上げ対応の電子書籍・オーディオブック等）が視覚障害者等の利便性の向上に著しく資することに鑑み、その普及が図られるとともに、視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続き、アクセシブルな書籍（点字図書・拡大図書等）が提供されること
- ・アクセシブルな書籍・電子書籍等の量的拡充・質の向上が図られること
- ・視覚障害者等の障害の種類・程度に応じた配慮がなされること

## 国・地方公共団体の責務（4条・5条）

- ・国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定・実施
- ・地方公共団体は、国との連携を図りつつ、地域の実情を踏まえ、施策を策定・実施

## 基本的施策（9条～17条）

- |  |  |
|--|--|
| <p>①視覚障害者等の図書館利用に係る体制整備等（9条）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アクセシブルな書籍・電子書籍等の充実</li> <li>・円滑な利用のための支援の充実</li> <li>・点字図書館における取組の促進 など</li> </ul> <p>②インターネットを利用したサービス提供体制の強化（10条）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アクセシブルな書籍・電子書籍等の利用のための全国的ネットワーク（サピエ図書館を想定）の運営への支援</li> <li>・関係者間の連携強化 など</li> </ul> <p>③特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援（11条）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・製作基準の作成等の質の向上のための取組への支援</li> <li>※特定書籍・特定電子書籍等：著作権法37条により製作されるアクセシブルな書籍・電子書籍等</li> <li>・出版者から製作者に対するテキストデータ等の提供促進のための環境整備への支援 など</li> </ul> | <p>④アクセシブルな電子書籍等の販売等の促進等（12条）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・技術の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進</li> <li>・著作権者と出版者との契約に関する情報提供</li> <li>・出版者から書籍購入者に対するテキストデータ等の提供促進のための環境整備に関する検討への支援 など</li> </ul> <p>⑤外国からのアクセシブルな電子書籍等の入手のための環境整備（13条）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談体制の整備 など</li> </ul> <p>⑥端末機器等・これに関する情報の入手支援（14条）</p> <p>⑦情報通信技術の習得支援（15条）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・講習会・巡回指導の実施の推進 など</li> </ul> <p>⑧アクセシブルな電子書籍等・端末機器等に係る先端的技術等の研究開発の推進等（16条）</p> <p>⑨製作人材・図書館サービス人材の育成等（17条）</p> |
|--|--|

※地方公共団体は、③のテキストデータ等の提供促進部分・④・⑤・⑧を除き、国と同様に施策を講ずる。

文部科学大臣・厚生労働大臣が定める基本計画で具体化（7条）、地方公共団体は計画策定の努力義務（8条）

政府に対し、施策の実施に必要な財政上の措置等を義務付け（6条）

## 協議の場等（18条）

文部科学省、厚生労働省、経済産業省、総務省等の関係行政機関の職員、国会図書館、公立図書館、大学等の図書館、学校図書館、点字図書館、上記②のネットワークの運営者、特定書籍・特定電子書籍等の製作者、出版者、視覚障害者等その他の関係者による協議の場を設ける等

施行期日：公布の日